

## 第131回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年 1月30日 (木) 12:30～15:45

2 場 所 都道府県会館 1階 101会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦 (委員長)、北村 行伸 (委員長代理)、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【臨時委員】

山澤 成康

### 【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省政策統括官 (統計基準担当)、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策、政策評価担当)、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、厚生労働審議官、日本銀行調査統計局参事役

### 【事務局 (総務省)】

若生総務審議官、横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官、統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長  
政策統括官 (統計基準担当)：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第121号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」
- (2) 諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について」
- (3) 諮問第123号「学校基本調査の変更について」
- (4) 諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」
- (5) 部会に属すべき委員の指名について
- (6) 部会の審議状況について
- (7) 毎月勤労統計調査について

## (8) 基幹統計の点検結果について

### 5 議事録

○櫻川総務省統計委員会担当室長 本日は冒頭に報道のカメラが入ります。これからカメラ撮りを可といたします。

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第131回統計委員会を開催いたします。

まず議事に入る前に、毎月勤労統計調査の事案について、一部で誤解もあるようなので、私の考えを申し上げたいと思います。

資料7-1に示しているとおり、まず統計委員会は、統計の信頼性を高めるために、統計技術的観点から審議するということが役割であります。すなわち、統計の作成において、過去においてどのように標本設計や調査方法がとられていたかを正確に把握し、それを今後の統計の改善に役立てることが主な目的であります。

統計委員会では、毎月勤労統計調査に関する特別監察委員会報告書において取り上げられた事実関係や、その評価及び理解に統計技術的観点から関心を持っています。しかし、統計委員会において、その行為の価値判断を行うことは、統計委員会の役割ではありません。報道機関に対する私の個人的なコメントでも、こうした点を明確にしております。

1月17日の統計委員会の審議においては、毎月勤労統計調査について統計技術的観点から審議をいたしました。その際に、①過去において東京都における全数調査対象事業所に対する抽出調査の実施や、不適切な復元推計などが統計に与えた影響、②全数調査の履行に向けた具体的な対応策、③復元推計の方法などについて、厚生労働省から追加の説明を行うよう要請を行いました。本日の統計委員会では、厚生労働省からの追加説明を受けて、委員の疑問点を解消するため、しっかりと確認、議論をしたいと思います。

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間に関する重要性の高い統計であり、他の統計では代替できないと考えています。経済政策運営上のニーズやユーザーの利便性の確保から、時系列データの連続性確保が課題であると考えています。このことは、国際的に見ても日本の経済統計への信頼を確保するためにも重要であります。1月17日の統計委員会における厚生労働省の説明では、平成16年から平成23年までの期間について、平成24年以降の系列、1月23日に再集計値として公表されたものですが、これと同様の方法で復元することは困難としています。しかし、先に述べた重要性に鑑みますと、同期間についても時系列データの連続性を確保していくということは必要があると考えています。こうした点について、本日の統計委員会において、厚生労働省から検討状況の追加説明が行われ、こちらを受けて、統計技術的な観点から議論が深まることを期待しております。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

○西村委員長 それでは審議に入りますが、その前に、平成16年から23年の遡及データが作成できないということを既成事実化するような向きもあるやに見えますが、これはあり得ないことであるというふうに考えております。統計委員会委員長としては、統計委員会で厚生労働省に詳細な説明をしてもらうことで、なぜ平成16年から23年の遡及データが作

れないのか、困難な点が何なのか、また、こちらに対する対応策が何なのかということをしちんと審議して、必ず遡及データを作る方向で検討すべきというふうに考えております。

それから統計委員会委員長宛てに3通の意見書が寄せられております。

事務局より御紹介をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、意見書を読み上げます。

資料7-2を御覧ください。まず、日本統計学会からの意見書です。厚生労働省毎月勤労統計調査における不適切な方法による調査に関する声明ですが、抜粋して読み上げさせていただきます。

信頼性の高い公的統計の提供のために、政府において原因が究明され、その結果が公表されるとともに、再発防止策が講じられることを強く希望する。原因究明と再発防止策の検討の過程において、求めがあれば、専門的な見地から本学会が協力することを表明する。

少し飛ばしますが、統計の信頼性はその作成手続の透明性と、その手続が守られることの保証とにかかっているため、今回の法令違反は公的統計の信頼性を根底から揺るがすものである。

毎月勤労統計調査については、まず承認を受けた調査計画に沿った調査を実施できるように政府全体として取り組むべきである。その上で、より適切な調査体系として見直すことが適当である。

少し飛ばしますが、調査全体の誤差を比較検討するためには専門的な知識が要求される。母集団の分布に関する情報、標本の大きさ、標本抽出と推定方法の詳細、回答率及び非回答事業所の処理など、調査の設計に関する基本情報が必要であり、そのためには、当該調査の現状に精通している者と標本設計の理論に明るい者との共同作業が必須である。今回は集計プログラムの誤りも指摘されたが、結果に及ぼす影響は甚大であり、集計プログラムの担当者と調査方法設計の担当者が異なる場合には、特に確認作業が徹底するように手続を定めておく必要がある。

裏面に参ります。

過去には信頼性が国際的にも評価されていた我が国の公的統計ではあるが、近年の行政改革の過程で予算及び人員が削減される中で品質の維持が懸念されていた。今後、毎月勤労統計調査と同じような事態の再発を防止することを含めて、統計を軽視する傾向を改めるように我が国の統計機構を強化することが必要である。

以下の点を中心にして政府全体の統計作成機関に関する検討を進める過程で、本学会は、専門的な立場から協力する所存である。統計作成部局における統計教育を体系化し、経験を蓄積できる体制を構築すること。特に基幹統計については、当該分野の専門家及び統計調査法の専門家を含む常設の研究会を設置すること。集計プログラム確認の手続を調査設計に組み込むこと。統計法に従って調査設計・推計方法など、調査計画の詳細を公開すること。再発防止策を講ずるに当たり、統計法の背後にある基本理念が統計作成の現場で徹底されることを強く要望する。

以上です。

続きまして、日本経済学会からの意見書です。

毎月勤労統計調査をめぐる問題に関する日本経済学会理事会からの声明。一般社団法人日本経済学会、林文夫会長よりです。

一般社団法人日本経済学会理事会は、経済統計をめぐる状況を非常に憂慮しており、統計委員会に対して、下記のような見解と政府に対する要望をお伝えします。

1、不適切な調査を行ってきた毎月勤労統計調査は、毎月の経済指標の一つとして、景気判断や国及び地方の各種政策決定に際しての指針となっています。また、雇用保険や労災保険の給付額を改訂する際の資料としてだけでなく、民間企業等における給与改正や、人事院勧告の資料にも用いられるなど国民生活にも深く関わる統計です。経済判断だけでなく国民生活にも影響を及ぼす政府統計に関する不適切な調査・作成は言語道断です。経済統計を研究・教育に利用している研究者・教育者を会員に多く抱える日本経済学会としても見過ごすことができません。

2、『Financial Times』などを通して海外にも報道され、日本の統計を通じた実証研究の国際的な信頼性も大きく揺らいでいます。平成16年から23年にかけてのデータの復元が困難であるとの報道も出ていますが、もし政府がこのまま対応をとらなかった場合、日本の経済統計全般に対する信頼性は更に損なわれ、経済学の実証研究に及ぼす負の影響ははかり知れません。

3、日本経済学会としては、毎月勤労統計調査の過去のデータを速やかに復元すること、同時に毎月勤労統計調査を利用する国民経済計算などの関連統計を適切な手法で再推計することを政府に対し要望します。

裏面に参ります。

4、国民の財産である統計の保全は喫緊の課題です。今後はよりよい統計作成と長期にわたる経済統計保全を行う仕組みを構築するため、統計委員会を中心としながら、外部専門家の協力を得て抜本的な統計制度改革をするよう政府に要望します。

最後に、歴代の国民経済計算部会の部会長からの意見書です。毎月勤労統計調査をめぐる問題。立正大学・吉川洋教授、一橋大学・深尾京司教授、慶応義塾大学・中島隆信教授よりいただいております。

過去に国民経済計算部会を務めた私どもは、経済統計をめぐる状況を非常に憂慮しており、下記のような見解と政府への要望を御委員会にお伝えします。

毎月勤労統計調査に関する不適切な統計作成は前代未聞であり、経済統計に関する国民の信頼を大きく損ねている。この問題が国民経済計算への信頼性に波及することを、これまで統計委員会で国民経済計算部会長を務めてきた者として大変憂慮している。

平成16年から23年にかけてのデータの復元が困難であるとの報道も出ているが、もし政府がこのまま対応をとらなかった場合、毎月勤労統計だけでなく、国民経済計算にも影響が及ぶことになり、景気判断や成長見通し、経済学研究などに及ぼす負の影響ははかり知れない。毎月勤労統計の過去のデータを速やかに復元し、同時に毎月勤労統計を利用する国民経済計算などの関連統計を適切な手法で再推計することを政府に対し強く要望する。

政府内で統計委員会を中心として、より専門家を活用しながらよりよい統計を作成できるような制度設計を構築することを望む。

以上となります。

○西村委員長 これらの意見書の内容は極めて的確であるというふうに考えます。もとより、統計委員会としても、こうした方向で対応していきたいと考えておりましたので、これらの意見書は統計委員会に対する強いサポートのメッセージをいただいたものとして受けとめております。先ほど申し上げました私の考え、そして先ほどの応援のメッセージを皆様にしっかりと御理解いただいた上で、議事に入りたいと思います。

それでは本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は諮問が4件、委員会の運営に関する案件が1件、部会報告が1件です。まず、諮問第121号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」が資料1-1及び1-2、諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について」が資料2-1及び2-2、諮問第123号「学校基本調査の変更について」が資料3-1及び3-2、諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」が資料4-1及び4-2、部会に属すべき委員の指名が資料5、国民経済計算体系的整備部会の審議状況についてが資料6、毎月勤労統計調査の統計法施行状況に関する意見・報告が資料7-1から7-3、毎月勤労統計調査についてが資料8、毎月勤労統計の訂正に伴う雇用者報酬の遡及改定等が資料9-1及び9-2、基幹統計の点検結果についてが資料10-1から10-3です。

資料の確認は以上です。

○西村委員長 また、本日は恐縮なのですが、私は所用のために途中で退席させていただきます。このため、退席後の議事の進行については、北村委員長代理にお願いしたいと思います。北村委員長代理、よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

毎月勤労統計調査の施行状況に関する意見であります。宮川厚生労働審議官より発言がありますので、お願いいたします。

○宮川厚生労働審議官 厚生労働審議官を務めております宮川です。

毎月勤労統計調査をめぐるこのような事態を起こしましたことに対しまして、厚生労働行政を代表して深くおわび申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。私ども厚生労働省、毎月勤労統計調査に関するこの問題につきましても、政策立案、あるいは学術研究、経営判断の基礎として、常に正確性が求められる公的統計、政府統計につきましても、こうした事態を引き起こしたことに対しまして極めて遺憾であり、国民の皆様に対する御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

現在この点につきましても、統計の正確性、あるいは調査方法の開示の重要性など、担当者をはじめとした厚生労働省の認識の甘さが指摘されているところですが、また、組織としてのガバナンスの欠如も指摘されているところですが、組織を挙げて、全省的に統計に取り組むために、再発防止とともにどのような改善策をとっていくか、真剣に考えていきたいと思っておりますので、統計委員会の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。おわびとさせていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○西村委員長 どうも御発言ありがとうございました。非常に重大な事案となったわけですので、こちらに対する適切な対応をお願いしたいと思います。特に我々は統計の品質に強い責任を持っているわけですから、その品質を確保するという点について、そしてそれを正確に、長期間にわたってきちんとした発表をするということに大きな責任を負っているということから考えれば、今の御発言の重さということが我々にもひしひしと伝わってきます。したがって、我々のこれからの審議もそういうことを前提として、これからどういう形でこの重大事案に対して対処していくかということ、統計技術的側面、こちらから派生する様々な問題も含めて、この場で審議、そして意見交換し、そして必要ならばいろいろな意見とか、そういうものを出しながら、正しい方向に向かっていくようにしなければいけないというふうに考えています。

次いで、前回の1月17日の統計委員会において、統計法第55条第3項に基づき、統計委員会から厚生労働大臣に意見を示すことにし、その内容については委員長に一任いただきましたが、1月22日に意見いたしました。その内容につき、事務局から報告してください。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、意見書の内容につきまして御説明いたします。

資料7-3を御覧いただきたいと存じます。

今、西村委員長がおっしゃったとおり、1月17日の審議で西村委員長一任とされておりました。西村委員長から事務局として最終的な成案を受領いたしまして、日付のとおり1月22日に厚生労働省の方に提出をしています。

意見のポイントですけれども、時間も限られており、本当のポイントでございますが、一番下から2番目の段落の半ばですけれども、読み上げますと、1月17日の審議を踏まえ、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査の信頼回復に向け、以下の1から3の具体的措置の実施を求めるとというのが意見の骨格でありました。1つ目として、東京都の500人以上規模の事業所の全数調査を可及的速やかに履行すること。2といたしまして、調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること。そして3といたしまして、平成24年以降について、復元に基づいた再集計値を主系列調査計画において作成することとされている統計へ切り替えること。この3つを意見書として提出しています。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。本意見の一部に対応するため、厚生労働大臣から毎月勤労統計調査の変更について承認申請があり、統計委員会は総務大臣から諮問を受けております。また、本諮問の審議の後、別途に時間をとって、前回の1月17日の統計委員会での宿題や、本意見の残りの部分に対する対応について、厚生労働省から説明を受けた後議論することとしております。本意見に関しては、これらの議事と併せて議論をしたいと思っております。

それでは、次の議事、諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」です。総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付審査官 それでは、資料4-1を御覧ください。

先ほど西村委員長からもお話がありましたように、今般、資料7-3の統計委員会における意見のうち、既に1月23日に再集計値の本系列への移行が行われ、意見対応の第2弾といたしまして、東京都における500人以上規模の事業所に対する調査の履行を目的として変更申請がございました。

おめくりいただきまして、調査計画の変更の概要、スライド番号でいきますと3になりますが、ここにございますように、速やかに東京都の500人以上規模の事業所の全数調査を履行するため、本年6月調査から直轄調査を導入するとの内容です。変更（案）にございますように、これまでの都道府県統計主管課を経由した調査に加えまして、厚生労働省から直接調査対象事業所に対しまして、郵送又はオンラインによる調査を実施するものでございまして、私どもといたしましては、実査組織の負担軽減も勘案したものと考えてございまして、この承認の適否を検討するに当たりまして、本委員会の御意見を求めるものです。

私からの説明は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。本件は、今の統括官室の説明でもありましたように、1月22日に統計委員会委員長名で厚生労働大臣に発出した、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見における3つの具体的措置のうちの1つに対して、厚生労働省が速やかに対応するというものであります。このために、部会には付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○西村委員長** はい、ありがとうございます。

では、ただ今の説明につき、御質問、御意見等ありますでしょうか。

なお、前回の1月17日の統計委員会での宿題や、統計法の施行状況に対する意見の残りの2つの措置、事項に対する対応については後ほど厚生労働省から説明を受けた後、議論をしたいと思います。

それでは、取りまとめに移りたいと思います。

毎月勤労統計調査の変更に関する諮問については、私もこれをきちんと見ましたが、この点に関して言うならば、これが一番ふさわしいものだというふうに考えております。答申（案）としては文書化ができておりませんが、これから申し上げるような内容になると思います。

答申（案）。今回の変更は、「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」における措置事項のうちの1つに対応するため、厚生労働省直轄調査を導入し、可及的速やかに全数調査の履行を図るものであり、これは適当であるということでもあります。

答申（案）は以上のような内容です。

また、今後の課題として、1、統計法の施行状況に関する意見において指摘している事項のうちの2番目、つまり調査計画に記載した33,200事業所を対象とする調査を履行することについて、速やかに実施すること。それからその2番目、報告者である調査対象事業所に対して丁寧な説明を行うということ、の2点を指摘しておきたいと思います。これは

今後の課題であります。

以上のような内容です。これでよろしいでしょうか。

今申しあげました内容を文書化したものについては、会議の終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思いますが、このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、文言は私に御一任いただければと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、改めて答申案についてお諮りします。

ただ今申しあげた内容を毎月勤労統計調査の変更の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○西村委員長** はい、ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

それでは次の議事に移ります。

前回の1月17日の統計委員会での質問や意見に対する回答について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

**○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官** 私、厚生労働省で統計管理官をしております瀧原と申します。ただ今西村委員長から御指示ありましたものを、資料8に沿って説明させていただきます。

その前に、前回の統計委員会でたくさんの御指摘、宿題をいただきまして、こちらにつきまして鋭意作業させていただいたものが資料8でございますけれども、大変申し訳ないのですが、出していただいた意見につきまして、全てについて回答ができていないというところが、まず冒頭謝らせていただきます。ただそれは、今鋭意作業しておりますけれども、それが間に合っていないというところが現状でございますので、引き続き作業を続けまして、出された意見に対して丁寧な回答をしていくというスタンスはきちんと堅持してまいりますので、今回についてはこの資料8の説明という形で御容赦させていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、恐縮ですけれども、座って、資料8について説明させていただきます。

まず、最初めくっていただきまして、資料8-1のところは産業別、事業所規模別、都道府県別の抽出事業所数でございます。以下、ここからその規模別に並べておりますので、最初事業所規模500人以上、その次に100から499……。

すみません。ページにつきましては、横になって恐縮ですけれども、全体の通しのページとしては左側の横に、横を向きますけれども、3ページからになります。3ページが資料8-1で抽出事業所数でございます。500人以上規模。次の5ページのところからが100から499、また1枚めくっていただきまして、次の7ページからが30から99という形で、各県別かつ産業別の各セルでの抽出事業所数という形になっております。これは、もとの実際のデータベースから抜いた後の結果という形になります。ですので、先にどういうふうな形で抜いたかというところを説明させていただければと思いますので、そのもの自身は少し飛びまして33ページでございます。左側の真ん中、横になっておりますけれども、33

ページのところに30人以上規模事業所の抽出方法の詳細という形で用意させていただいてございます。

まず、毎月勤労統計調査の母集団ファイルの作成というところが最初の段階でございます。経済センサス - 基礎調査の事業所リストから、毎月勤労統計調査に用いる産業、規模の事業所分を取り出して、以下の必要となるデータを転記するという形です。その際に、事業所改廃等の情報をアップデートした形での毎月勤労統計調査母集団ファイルを作成することになります。で、必要となるデータ、転記するデータとしましては、そこでございますように、①番、都道府県番号、市区町村コード、調査区番号、調査区内事業所番号、産業分類番号、常用雇用者数、本所・支所の別、民営・官公営の別、企業全体の常用雇用者数、共通事業所コード、開設時期、企業産業分類という形になります。

これらを転記したデータにつきまして、層を設定いたします。産業、大・中分類別と、規模も500人以上、100から499、30から99と別に層を設けて、それぞれについてクロスですね。産業と規模のクロス、それぞれについて目標精度に適合するように抽出率逆数を計算するという形になります。

抽出率逆数を計算した後は、それぞれの層の中で実際の抽出を行うわけですが、その場合につきましては、その下のソート順という形ですが、まず、ファイルを、データを3番にありますような形で抽出単位になる産業、それから事業所の区分、そしてその後の具体的なものとして都道府県番号、産業区分の小分類、事業所規模の細分類、そして市区町村コード、調査区番号をそこにある順でソートをしまして、こちらにつきまして、2番の2つ目の丸になりますけれども、抽出を行います。その場合に抽出率逆数、ここではRとっておりますけれども、R以下のものをランダムに決めるという形でございます。8でしたら8以下の数字を1つ決めて、最初の選んだもの、そして以降は8飛ばしずつでとって行って抽出するという形でやっております。実際こちらで機械的にやった場合に、また同じところに当たるといようなケースもございますので、その場合には前後のどちらかの、抽出率1のものは別ですけれども、そうでない場合には、同じところが当たった場合には前後、これは前をとるか、後ろをとるかというのも、これもランダムに決めるというような形で、重複是正をさせていただいております。その結果選んだものの数自身が、前へ戻って恐縮ですけれども、先ほど3ページのところにお見せいたしました事業所の規模の抽出事業所数という形になります。

3ページのところの下の（注）で小さく記載しておりますけれども、抽出時点の事業所数であるために、予備調査を経て実際に指定された事業所数とは異なるとあります。これはあくまで経済センサスのデータベースを基に選んだ段階での数という形になりまして、これのリストを基に予備調査を行いまして、実際調査が可能かどうかというふうなものを加えた上、実際の予備調査後の抽出対象事業所数、事業所が決定されるという形になります。

こちらが事業所数でございます。あと御参考までに、その次、同じところの流れは9ページからが常用雇用者数、抽出した事業所での経済センサスに入っている常用雇用者数を足し上げたものとして、参考でさせていただいております。

さらにこの束がしばらく続きますけれども、18ページになりますが、18ページからは今申し上げました抽出をするに当たっての基になった経済センサスの母集団の事業所数、これも参考に用意させていただきました。同じように、これも規模別に用意しておりますけれども、この後、24ページからはその母集団となる常用雇用者数の合計値という形で、各都道府県産業の各セルごとのものを用意させていただいたものでございます。これが資料の8-1でございます。

その抽出の方法自身は8-2で、先ほど説明させていただいたものが8-2でございます。

なお、先ほどの説明の中で実際に抽出率逆数を計算する際において、目標精度を設定するというふうな形で申し上げましたけれども、その目標精度の設定の式自身は35ページ、資料8-3という形で用意させていただいているものです。一種事業所と二種事業所で、二種のほうは5から29人で、今の表に出ているものではありませんけれども、層を切るという作業がありますので、計算式が若干複雑になっておりますが、基本的には考え方は同じもので、先ほどお見せしたものについては第一種事業所の形で、上の部分で計算しているというものでございます。実際要素としましては……。

すみません。これ自身は達成精度自身を計算するときの式という形で御紹介させていただいているものでございます。失礼いたしました。

そして次が資料8-4でございます。こちらの方は東京都とそれ以外で、今回抽出率の逆数が違っていたということで、その過去3回分というふうな御指摘ございましたので、こちらを用意させていただきました。平成24年、27年、30年というのを比較できるような形で、規模はページごとに37ページ、38、39ということで、規模別に用意させていただいているのと、各表において産業ごとのセル、抽出に当たっての設定をセルごとにやっているものでございまして、御覧いただければ分かりますとおり、500人以上規模につきましては、東京都以外については1で全部なっておりますけれども、東京都につきましては1以外の3でありますとか、6でありますとか、2でありますとかという形でやっていたというのが、ここで御覧いただければ分かるものかと思っております。実際東京の中でも、時系列で見ると動いている部分がありますけれども、これは実際のサンプル自身の数が変わってきたことに対応することと、あと実際調査した結果を変動係数とかも加味して東京都については計算したというものでございます。これが資料8-4でございます。

続きまして、8-5でございます。41ページになります。これにつきましては、30年1月に調査対象事業所の入替えをやったときに、新サンプルと旧サンプルとでどういう動きがあったかというものにつきまして、従来やっていたものがこの下の表の下の部分でございまして、その場合に新旧差の比という、これは30年1月時点で、この一月に関しましてはそれまでの旧サンプルと新サンプル、両方とっているという重なった時期でございますので、その時点で新サンプルと旧サンプルとの、これは決まって支給する給与ですけれども、計算した場合の値をそこに記載しておりますが、その新旧差とその比という形で見たものでございます。従来やっていたものにつきましては、2,086円の差額、比でいうと0.8%出ていたというものでございますけれども、これを今回メインの系列とさせていただきます

した再集計値で計算した場合には、新旧の差額は1,304円で、比でいきますと0.5%という形に縮小したというものでございます。

次のページ、42ページでございますけれども、これにつきまして、その新旧差の出た部分を実際このときに、入替えのときにやったこと自身が、ベンチマーク自身も更新しております、サンプル入替えという部分とで、それぞれの要素の寄与というものを計算したものでございます。同じ、従来の、具体的には2,086円につきまして、1,791円と295円という形でお示ししていたものですけれども、こちらを今回の再集計値について計算をし直した形で分解しますと、1,304円となったもののうちの内訳として、寄与としてベンチマークの部分が967円、サンプル入替えによるものが337円というふうな形になります。

ですので、それが分解、同じ数値でございますけれども、次の43ページのところにその率として考えたものを指標として出しておりますが、旧サンプル25万9,827円から新サンプルになって26万1,131円になったときの差額1,304円につきまして、その0.5%の部分がありますけれども、その寄与度でいきますと、ベンチマークの更新による寄与が0.4%、部分入替え等による寄与が0.1%になるというふうな形で、再度計算し直したものをお示しさせていただきますというものでございます。

続きまして45ページ、資料8-6でございます。これは500人以上規模の全数調査の実施に向けて、どのような道りで考えているのかというところを整理させていただいたものでございます。背景のところは皆様御承知のとおり、全数といったところが東京都の事業所で抽出になっていたということでございまして、その抽出として調査できていなかった部分を追加事業所として、これにつきまして、先ほど諮問させていただきました概要でございますけれども、厚生労働省が直轄で実施するという形でやらせていただきたいというふうに考えております。

ですので、2の(1)のところですが、東京都における500人以上規模の事業所であって、現在調査対象となっていない全ての事業所、約1,000事業所につきまして、厚生労働省が直轄でやると。その方法としましては、厚生労働省からこの約1,000の指定事業所に対して、郵送又はオンライン調査というのを実施したいというものでございます。スケジュールでございますけれども、本日、統計委員会に諮問させていただきましたが、答申をいただきました暁には、2月にまず選定をして、そこに対する予備調査を実施する準備をさせていただきたいと。予備調査は国において実施する、これも同じように国において実施するというふうに考えております。こちらを3月に実施いたしまして、4月にこちらを踏まえて最終的な調査対象事業所を指定し、6月分調査から調査を開始したいと。できるだけ早くという形で、我々としては最速で必要な手順を踏むと、6月には実施できるものと考えて、6月の実施という形で考えているというものが資料8-6でございます。

続きまして、資料8-7でございます。これにつきましては、御議論になっております23年から16年へと遡った集計を行うのが厚生労働省として難しいという判断をしているデータにつきましての御説明、前回も少し説明させていただきましたけれども、不十分なものが多々ございましたので、再度整理して持ってきたものでございます。

3種類の不足しているデータというものがございまして、そのうちの1番目のも

のとして、平成19年1月調査の旧対象分、これは入替え時期ですので、先ほどの30年1月と同じように、同一時点で旧サンプルと新サンプルと両方を調査しているわけで、そこを比較してギャップというのを計算しておりますが、こちらにつきまして19年1月分の旧の対象事業所分の公表データが失われているというものでございます。実際、この丸2のところでも記載してありますように、ここで同時点で2つのサンプルの額をそれぞれ計算して、それぞれのギャップ率を計算するという形になります。実際にサンプルが違いますから、何らかのギャップが発生するわけですが、その場合に丸3のところでもございますように、このずれというのが時系列比較を行う際の阻害要因になるということで、ここを入替え前後の結果を滑らかに接続するようという形で、このギャップ率を用いて指数を改訂するというのをやってまいりました。その下のイメージでございます。旧サンプルでやったところが、この下のグラフでいいますと左側の黒い折れ線グラフでございます。19年1月以降におきまして新サンプルになったことによって、この例でいいますと上がったというふうな形になります。この差額が、赤で記載しておりますけれども、ギャップというもので、ここが不連続になってしまいますので、旧指数を、この場合でいきますと引き上げた、19年1月の場合はこの平行移動という形でとっておりますので、少し平行移動させて上の形につなげるという形をしたものを、指数作成開始年まで遡って修正するというのはギャップ修正で、これを19年1月にやっていたわけですが、この時点での旧サンプルの個票データがないということで、この部分が同じような形で作れないというのがまず1つの要素でございます。

それから次の49ページでございます。49ページは2つ目の要因としての産業分類が平成22年から変わったことによることに対するデータの不足ということでございまして、御承知のように平成22年から日本標準産業分類が変わっておりますけれども、22年のときの調査対象事業所と申しますのが、平成21年に抽出替えをやってございまして、その場合の選定というのが21年当時ですから、旧産業分類に基づいてやっております。これを22年、23年分を再集計という形にさせていただくためには、その21年の抽出替えのときに作成した旧産業分類に基づいて、こちらを新産業分類に組み替えて、それぞれの事業所は抽出率逆数表が幾つに相当していたかというところを組み替える必要があるのですが、その21年度の指定の名簿がないという形で、その組替えが難しい。もちろん産業分類が1対1であれば、産業を単純に置きかえればいいわけですが、多対1とか、あるいは1対多になった場合に、例えば過去から戻るときですと、旧が複数あって新の方が1つに集約される、あるいは3つのものが2つに集約されるというふうになったときに、新の方から戻るときに、どちらに戻るのが分からないというところで、その部分での機械的な組替えができないというふうなものでございます。実際そのときの抽出、どの倍率、抽出率逆数表に当たるかというところがない部分に対して、再計算が困難になっているというところが現状のものでございます。

○西村委員長 すみません。これ前回聞いた話とほとんど同じ話が続いているのですけれども、新しい部分はどこだかということを確認させていただきたいと思っております。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室

**管理官** はい。申し訳ありません。

中身としては多分同じ内容の部分ですけれども、そして全姿を捉えさせていただいたということでございます。恐縮です。

あと50ページのところですけれども、これは雇用保険データの方でして、雇用保険データについてはそこがないということでできないという御説明をさせていただくのですが、もう少し具体的に資料を作らせていただきました。

雇用保険データ、何を調整しているかといいますと、月を動くときに事業所の新設・廃止に伴う労働者の増減をその母集団労働者数の補正をするときに使うというふうなものでございまして、そこにございますように、青いところが事業所の労働者数ですけれども、こちらを通常毎月勤労統計調査で青い部分に膨らませるなり、小さくなりするわけですが、そこに雇用保険データで実際雇用保険の中で新設あるいは廃止というので、労働者がどの程度増減したかというのを加味するというでございまして、その部分でのデータを加味した形での当該月の母集団事業所の労働者数を推定しているというものでございます。そういう形で雇用保険データを使っているというものでございます。

それから次の51ページでございましてけれども、これにつきましては特別、当初設置いたしました毎月勤労統計調査の特別監察委員会報告書の中で報告されている事項なのですが、その丸1のところ、2行目からございましてけれども、30から499人のところでサンプル数の多い地域・産業について、一定の抽出率で指定して調査対象事業所となっているのですが、実際にはこちらの半分を調査対象から外して、です、実質的に抽出率を半分にする。その代わりにそこについては、抽出率は半分ですけれども、逆数は倍になりますので、倍の形を掛けてやっていたというふうな形で、抽出すべきサンプル数の多い産業・地域によっては、その事業所が2つあったものとみなして集計するというふうな形で、全体サンプル数が限られている中で全体の統計精度を向上させようとしたものであるというような形の報告がされておまして、そういう事実があったということをお報告させていただいております。実際これ自身は平成15年までの集計方法で、その後、16年から東京都が500人以上規模の事業所を抽出調査にした時点で、それ以降はやっていないというものではあります。実際その下に具体的な例が記載してありますけれども、例えば3分の1の場合、こういう形で3つごとに黒いところをサンプルとして選んでいるわけですが、これまでの集計方法のところは、そのうちの、実際には1つ置きに、こちらをサンプルとしてはせずに、実質的6個置きにサンプルとして間引きをして、ただし復元するときは2倍にしていたという形です。抽出率を3分の1といいつつ、実態的には抽出率を6分の1にしていたという、年報等で公表している実態とは違う形をしているものでございました。ただ、数値として復元処理はできているものではないかというふうに念頭に置いているものでございます。

私の方からは、説明は以上でございまして。よろしく申し上げます。

**○西村委員長** ただ今の報告について、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

3つのパーツに分かれまして、1つのパートは皆様からの御意見に対する回答、十分ではないというふうに、もう既におっしゃっていますけれども、こちらについてまだどうい

うものが必要かとか、しかし非常に詳細にいただいたことも事実ですので、こちらを見てどういうふうに判断するかということと、それからその次は遡及推計についてですね。これについては、ほとんど説明は変わっていないというのは私の判断ですが、それから最後、これは新しいことですが、これまでの集計方法という資料8-8の部分に関する部分ですが、この3つを別々に分けて考えたいと思います。

まず、最初に皆様方からの御質問に対する回答ということについて、委員の御意見いかがでしょうか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 御説明ありがとうございました。私は特に前はサンプリングと推計の関係について御質問をして、資料をいただきましたので、その辺りにフォーカスを当てて意見申し上げます。

ざっと拝見しまして、数字はかなり詳しく出しているの、大体様子は見えたと思えました。私から見れば、こういったかなり複雑な推計をどういうふうにやるかというのは非常に大事なことなのですが、まずどういう考え方で、どういうデータを使ってやったかというところを確認するのができる精いっぱい、実際の処理がどう行われたかというのは、これは担当した人でないと分からないことです。私はここで報告された限りのことで申しますと、標本の、特に500人以上の全数であるべきところを3分の1にしたところについて申せば、3分の1に抽出する方法がこのやり方であれば、おおむねこれに従えば、ある程度は代表性のある標本になるとは期待できるということは言えるだろうと思います。そして、こちらに乗率を掛けて復元していくというのは、復元をしないよりも適切なことであろうと思います。

というのは、これ乗率を掛けておりませんと、東京のウエートはほんとうに大きいなどというのは改めてこの数字を見て感じます。この3ページ目から十何ページ目ですか、31ページ目まででしょうか。たくさん表がございまして、これを見ますと、これは抽出した方の事業所の数ですね。そうした事業所の数ですね。母集団ではなくてということですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 はい。

○川崎委員 ということですので、東京はこれに3倍をしなければいけない数になるということになりますが、抽出事業所数で見るとこれぐらいなのかなという印象なのですが、雇用者数で見ますと、非常に産業によっては東京のシェアが高いところがございます。そういう意味でも、これをさらに3倍するとなると相当高いことになるので、これはきちんとした乗率を掛けていく、その平成30年1月からの厚生労働省の公表がそういうふうに切り替えたと聞いておりますが、その方向でやっていくこと自体は正しいと思います。そういう意味で29年以前をこういうことで、乗率をきちんと戻して復元を推定していくというのが、より適切な方法であろうと思います。もちろん理想的には、この500人以上のところも1分の1で調査するのが最も適切なわけですが、その次善の策としては、私は手法として、また使ったデータとしては、おおむね妥当ではないかという感じを持ちました。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 説明ありがとうございました。2点あります。

まず産業分類の変更についてなのですが、結論として対応が必ずしも1対1にならないから機械的に組替えを行うことはできないという御説明をいただきました。前回疑問として出したのは、できないということはずっと聞いているのですが、その中で1対1に必ずしもならないというのはどれぐらいあるのか、というとても基礎的なデータを知りたいのです。ほとんど、もう9割が全く違うカテゴリーになってしまったのか、あるいは3分の1程度は変更に伴い別のカテゴリーになっているが、あとの3分の2程度は共通しているのでマッチングはできるのか。まずそこが分からないと、次のステップにいかないということで、その基本的な情報をいただきたいと思います。

それから、少し私も誤解しているかもしれないのですが、2点目はこの51ページのところで、まあ半分にしてやっていたよと。結果としては同じなので、それほど問題ではないということなのですが、その半分の対象が全体の母集団とどういう関係にあるのかという点です。母集団をきれいに反映していれば、特に深刻な問題はないかもしれませんが、その半分自体のずれというもの、その辺りはどうなのですかね。そこが少し気になりました。

以上です。

○西村委員長 はい、ありがとうございます。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 御説明どうもありがとうございました。前回よりは少し、私の方の質問に対してデータを出していただいたようには思うのですが、気になっているのは、それでも少しまだ不明な点があって、資料8-4がたしか1月17日に過去まで抽出率の逆数表、変わっているのか、変わっていないのかということを見せてくださいということをお願いしました。こういう表を見せていただいて改めて思うのは、いわゆる平成23年以前ですか、平成16年から23年までのデータが復元できないということに関して、この抽出率表を見るとまた少し追加的な情報が必要なんじゃないかと思ってしまう。

また資料8-7のところ、平成19年(2007年)の1月分についてギャップ修正ができないということなのですが、例えば資料8-4を見ると、多くの産業において東京都でもずっと1というか、抽出率1があるわけです。そうすると抽出率1があるということですから、ある程度前までの部分、連続性がある部分というのが、連続しているデータというのがある程度あるような気がします。こうしたデータは1月時点でギャップ率がないわけですから、あとの企業または産業について、どうギャップ率を修正するかという問題になってくるのではないかと思うのです。したがって例えば平成18年12月までのデータを作って、実際に本当は共通するデータがあるのかなのかとか、そういうところを調べながらギャップ率の推計ができないのかという気がします。つまり、ここまでどういうギャップ率でやってきたかというのが分からないと納得できません。抽出率1のところが多ければギャップ率はそれほど大きくない可能性も出てくるわけですね。その辺のところ、先ほど

白波瀬委員がおっしゃったように、十分なデータが不足しているように思います。

それから同じく2についても、これ平成22年、23年の抽出率の逆数表がなかなか計算できませんということですが、私も時々産業の調整を、古い産業から新しい産業に調整しますが、かなり共通している産業もあるわけですね。で、そこはそのまま移行できる、または、要するに旧分類のところできちんと抽出表を、平成21年から22年に引き継いだかどうかを確認するというふうな作業が必要なわけですね。そのほかについては、政府の他の部署でも同じように旧分類から新分類への切替えというのは行っているわけですから、こちらは例えば生産額比だとか、事業所数比だとか、いろいろな形で案分したり、格付けしたりしていると思うので、前回も同じことを言ったのですが、そこはありませぬということじゃなくて、どういう手法で考えていたかということは明らかにしたいと思っています。これらができればデータはあるわけですから、計算することが可能なのではないかと思います。

それから最後の3番目のところの事業所数については、増減率は分かっているわけですから、増減率から逆算するという、既存の分かっているデータを使って逆算することも可能だというふうに考えています。

以上から言うと、ないということをおっしゃっているわけですが、統計に必要なのはどういうプロセスで推計したかということで、そのプロセスをやっぱりきっちり開示していただかないと話にならない。それを調べてもらえないということではないかと思えます。

私、最後に申し上げますけれども、この委員会が始まる前にいろいろなところでデータがない、ないということが報道されているように聞きますが、先ほども西村委員長もおっしゃったように、先にそういうものを厚生労働省が言っているというような形で報道されるのは、平成16年時点で私ども統計委員会に無断で、要するにサンプル調査に切り替えたというようなことと同じように、全く統計委員会を無視して勝手に何かデータがないとか、そういう判断をされているように思います。ほかの方々からの質問もあるように、要するに統計というのは作成のプロセスからきっちり明らかにしていただかないと、どこまで復元できるかがはっきりしません。我々も、先ほど西村委員長がお話になったように、別に統計委員会だけの問題ではなくて、それを使うユーザーの方からいろいろな意見を聞いて発言をしているわけですね。そういう点から考えると、統計的で専門的な観点について、もうこれ以上独自の判断だけで何かお話ししていただきたくないというぐらいの気持ちがあります。むしろ統計委員会に諮っていただいて、その上で統計的・専門的な問題については、ここで議論していくような形に姿勢を改めていただきたいと強く思います。

○西村委員長 はい、ありがとうございました。

野呂委員、お願いします。

○野呂委員 質問ですが、42ページのこの平成30年1月のギャップの構造は理解できました。従来公表値の旧のところの25万8,100円ですが、この数字も東京都区については復元をした後の数字で公表されたということでしょうか。

○西村委員長 どうぞ、まず確認を。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 従来の公表値の部分ですね。

○野呂委員 はい。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 平成30年1月以降の部分については復元しております。

○野呂委員 というか、旧（入替え前）の25万8,100円という数字を作る際においては、東京都のデータは3倍の復元作業が行われているかどうかという質問なのですけれども。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 申し訳ありません。この下の、42ページの下の表の従来の公表値のところのもので、新（入替え後）と記載している26万186円の部分はしておりますけれども、25万8,100円のところは復元をしていないという形になります。

○野呂委員 そうしますと、従来の公表値のギャップの2,086円とは別に、東京都分を復元しているのと、していないことにより発生したギャップという金額があるということでしょうか。その辺の構造がよく分からないのと、もう一つは右の方の要因分解したところですが、ベンチマーク更新のところは1,791円から964円とほぼ半分になっているのですが、サンプル入替えのところは295円から42円のプラスということで、非常にいびつな動きをしております。計算は正しいと思うのですが、どういう構造でこういうことが起こるのか理解できない、言いかえますと、従来の公表値と再集計値の間で、なぜこれだけ数字が違うかが頭に入って来ません。どういう理由でこのベンチマーク更新とサンプル入替えで、従来と再集計値でこれほど乖離があるのかを教えてくださいたいと思います。それから旧で、もし3倍の復元作業をしていたとしたら、25万8,100円が幾らになったのかというのも、今日はお手持ちじゃないと思いますけれども、後ほど教えてくださいたいと思います。

○西村委員長 はい、ありがとうございました。

それではまず清原委員、その後西郷委員にお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。資料8-6に関連して質問させていただきます。

今回1月22日付の西村委員長による厚生労働大臣への意見を受けて、諮問第124号で早速、「東京都の500人以上の規模の事業所についての全数調査は直轄で行う」という方向性が示され、その諮問を私も了承した1人です。そこで8-6では、今後直轄して行っていくということで、6月分調査からは今まで行っていなかった約1,000事業所についても行うということです。そうしますと、今後のことなのですが、全て悉皆で今回されることになりましたけれども、現在のサンプルと、それから6月以降は全サンプルになるわけで、その6月以降実施される全サンプルの中で、現在のサンプルと全数調査したときの乖離というか、差というのも分析することは当然可能だと思うのですね。ですから過去に遡及してのデータは極めて重要だと私も思っておりますが、その過去の誤りとか、そうしたことを確認する意味でも、6月以降実施される全数調査の中で、現サンプルと全数調査したときのデータをきちんと分析して、どのような差異があるかによって、どういう問題が過去に生じ得

たかということが分かり得るのではないかなと思ひまして、そんなような分析を予定されているかどうか確認させていただきます。

以上です。

○西村委員長 はい、確認お願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 おっしゃるとおり、ここの部分は3分の1といった部分を全数にしたときに何が起こるか、その理論的には同じかもしれませんが、実際のときは違った部分が出てくる可能性がありますので、そこは一体どの程度の要因であるのか。あるいはどの程度の差、率ですね。今伺ったところはしっかり分析する必要があるというふうに認識はしております。

○清原委員 よろしく申し上げます。

○西村委員長 この点は非常に重要な点ですので、よろしく申し上げます。

西郷委員、そのあと北村委員長代理。

○西郷委員 ありがとうございます。

非常に細かい質問がまず1つなのですけれども、まずは御説明ありがとうございました。資料8-2のサンプリングのことにに関して、前回もう少し詳しくサンプリングの説明をしてほしいという川崎委員の御要望にお応えになって、今回詳しい資料を出していただいたのですが、その資料8-2の33ページですか、層の設定と抽出というところで、いわゆる系統抽出と呼ばれている方法で抽出がされているということなのですが、その際に項目順にソートを行い云々とあって、まず項目順というのがどういう、ただ単に番号順に並んでいるという意味での項目順なのか、それ以外の意味があるのかということと、こちらと関連して、先ほどチラッと2つ、2回同じ事業所が当たる可能性があつて、そのときにどっちをとるかというのはランダムに決めていきますというお話だったのですけれども、通常の系統抽出だと、同じ事業所が2つ当たるということはあまりないというか、どういふふうに名簿が作られているかということにもよるのですが、確率比例系統抽出と呼ばれている方法だと、そういうことが起こり得るので、ここで言われている項目順にソートを行うといったときに、一体本当にどういう順番で並んでいるのかというのがきちんと知りたいというのが質問の1つ目です。非常に細かい質問ですけれども、教えていただければと思います。

○西村委員長 こちらについてまず回答をお願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 それでは、御質問に的確に答えられるか、分かりませんが、3番のこのソート順というのがございまして、これを前の方から優先順位で、しかもその中の数値について昇順といいますか、順番で小さいものから大きいものへ並べていくという形で並べるとのことです。

○西郷委員 で、同じ事業所が2回当たる可能性があるというのは、どういう仕組みで。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 すみません。これは同じ事業所というのは、前回調査で当たっていた事業所にま

た当たるという意味です。

○西郷委員 承知しました。それが1つ目です。

あとは新旧産業分類の、何ですか、入り繰りの話なのですけれども、私の記憶、もしかしたら不正確であるかもしれないのですが、平成18年に事業所・企業統計調査で、同じ事業所を新産業分類と旧産業分類と同時に格付けしていた例が確かあるのですね。そうすると、対応関係だけじゃなくて、量的にも、その平成18年の結果を安定的だというふうに見なければいけませんけれども、こちらを次善の策ということで仮定することにすれば、対応関係だけではなくて、量的にも一応旧産業分類のこの格付けの事業所の幾つぐらいが、新産業分類ではこっち側に移っているという量的な評価もできるので、1、2、3と復元が難しいということの、少なくとも2番の理由に関しては全然方法がないわけではないのかなというのが私の印象なのです。ただ、ここだけ解決できても全然完全な解決にはならないので、まずは私が申し上げた平成18年の事業所・企業統計調査において、新旧両方の格付けが行われているかどうかというのを御確認いただいて、もしこちらが行われていて、なおかつ2番目が解決できれば、ほかのものも含めて何か解決策があるということであれば、こちらを使っただけだと思います。

2つ目の質問は以上です。

○西村委員長 はい、分かりました。

北村委員、お伺いします。

○北村委員長代理 清原委員の質問に関連しているのですけれども、私前回、全数調査をしているという500人以上の事業所の地方別の回収率というか、回答率について教えてくださいということをお願いしました。こちらは多分今日いただいた資料の8-1の18ページと3ページを見比べればそういうことが分かるのだろうなということで、ざっと見たのですけれども、大体14%ぐらい回収率が低くなっていて、全数の回答は得られていないことがわかります。マスコミでもいろいろなところでも議論されているように、地方は全数だから問題ないけれども、東京が抽出になっているのが問題だと言われるのですが、全数といいながら回収されていないというのがあるので、今回も、例えば東京に直接厚生労働省がアプローチしたとしても、全部の企業が答えてくれるかどうかというのは確証がありませんし、答えてくれないところがバイアスを持っているようなことがあれば、今まで全数ということで答えてくれた企業の平均値を、全数の母集団の平均値と同じであるという仮定に基づいて復元していたと思うのですけれども、そういうことができるのかどうかということをしつかり検討する必要があると思います。その回答を拒否しているところが系統的にといいますか、同じようなところが答えてくれないとすると、こちらはバイアスがあるでしょうし、それから地方でも、大きな企業が1個か2個しかないようなところであれば、1個が答えないだけでも平均値はすごくずれる可能性もあるので、そういうことについても検討してもらいたいと思います。

○西村委員長 はい、ありがとうございました。

嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 御説明ありがとうございました。500人以上での全数調査の実施について、先

ほど8-6で諮問が承認されました。これは当面6月分からの対応ということで承認されたものです。今後もこの2系統で東京都について全数を続けていくのか、そのあたりを教えてくださいいただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 この件につきましては、まず可及的速やかに全数を実施したいという形で、そのためにはこの方法が、今としては今とり得る最大、ベストだと思ってやっておりますけれども、最終的にこの形がいいのかというのは、もちろん実際その他にやっておられる東京都の御都合とか、御意向もありますので、そこはまだ現時点ではどういう形でやっていくか、ただし、どういうふうにするかも含めて検討していかなければいけない事項として認識はしております。

○西村委員長 その点につきましては、当然我々もウォッチするという形で対処していきたいとはしております。

ほかに。はい、河井委員、どうぞ。

○河井委員 どうも御説明ありがとうございました。不足しているデータに関して、質問があるのですが、雇用保険データの面ですね。こちらの意図は分かったのですが、実際プラスとマイナス両方の影響があるので、数量情報としてどれぐらい影響があるのかというのを、情報として必要なと思います。こちらがあまり、ネグリジブルスモールとか、あまり影響がないのであれば、過去というか、平成23年以降のデータの状況から、その平成22年以前の何らかの対処が必要なものなのか、あるいはその必要はないのかという判断をするためにも、この辺の情報を是非公表していただければと思います。

○西村委員長 はい、ほかに。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 少し遅れてまいりましたので、御説明あまり聞けていない部分もありますけれども、この参考の方にあります聞き取りの結果でございますか、で見ますと、1か所にCOBOLを使える人が2人しかいなかったというようなことが記載してありまして、その集計体制、もともとは何で、何というのでしょうか、抽出したとしても復元すれば、少なくとも平均値はずれなかったはずなのですけれども、平均値がずれてしまったのはなぜかという復元しなかったと。こちらが基本的にはミス、完全なるポカミスであったということなのですけれども、そのポカミスがもう起こらないような体制をいかに作っていくかというのが非常に重要だと思うのですが、こちらに関して、COBOLというかなり古いプログラミングでございまして、もう少しその辺を統計のスペシャリストがもっと入っていくという、そういうことが必要なのではないかなと。それから一般的にはStataとか、もっと違うプログラムを簡単に習得できる、もっと簡単なものもございまして、その辺のことも御検討いただくことが必要なのかなと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 あの、今の件につきましては……。

○永瀬委員 議論の場所が違いましたか。

○西村委員長 ええ、違いまして。この件についてはまだ永瀬委員がいらっしゃる前にお

話したわけですがけれども、これは議論の対象としていないので。

○永瀬委員 あっ、失礼しました。少し遅れて来たものですから。大変失礼いたしました。

○西村委員長 ええ。この件については、参考は参考、あくまでも参考という形の扱いにしておりますので。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 2つほど意見として申し上げたいと思います。これまで西村委員長、また各委員がおっしゃったとおり、これまでの個別データが欠落しているがゆえに、過去の推計ができないというのは、従来と全く同じ集計ができないというのは、これはまた当然ながら私は理解できるのですけれども、しかし一定の仮定を置いたり、近似の情報を何らかの格好で割り出して推計することは十分可能であるし、またその必要性は非常に高いわけです。そういう推計も全く不可能だとおっしゃるのであれば、私は非常に疑問だと思います。そのあたりの厚生労働省のスタンスをお聞きしたいというのが1つです。何とかして推計の方法は工夫していくべきだというのが申し上げたいのです。

2点目は、これは先ほどの清原委員、それから北村委員の御発言にも関係するのですが、やはり非回答の扱いをどうするかというのは、過去の問題であると同時に今後の6月以降の問題でもあるので、これは相当慎重に考えていく必要があります、私もその点、全く同感に思っております。といいますのは、現在の推計方法ですと、全数のところは恐らく特段の復元乗率って掛けていないのではないかと私は想像しているのです。その辺り、間違っていたら厚生労働省の方から御説明いただきたいのですが、もしこちらが乗率を掛けていないのでしたら、結局は回答率が低くなればなるだけ、その1分の1のところはウエートが下がってくるということが起こります。そうすると、こちらをどう扱うかによって変わってくるということで、そこが少し心配しているところで、事実関係も御説明いただけたらありがたいと思うのですが。

○西村委員長 最後の方が非常に重要ですので、まずこちらから御説明いただきたいと思っております。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 実際その戻すときに、戻す先はここで出てきます母集団労働者数というのを各月で作っております、そのセルで、今日本でそのセルに当たる労働者数は幾らいるものかという形を、先ほどの雇用保険データとかを使うのもそこを出すためですので、単純に、例えば抽出率が3分の1だから3倍するとかという、そういうものではなくて、戻すべきゴールがあって、そこに戻しているという形をとっております。

○川崎委員 それは分かるのですが、1分の1のところも同じことをやって戻しているということなのですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官 はい。同じことをやっております。

○川崎委員 分かりました。そうすると、今、北村委員がおっしゃった非回答の問題も、そこで一応吸収はされているという理解でよろしいですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室

**管理官** もちろん先ほどおっしゃったように、バイアスがあるのかとかという話は別問題だとは思いますが、枠として、量としては1分の1であってもそこへ戻しているということです。

○**川崎委員** 分かります。その点は分かりました。

○**北村委員長代理** 量としては分かるのですけれども、平均値がずれていれば、ずれた平均を元に戻しても、元のを復元したことにはならないので、そのバイアスはきちんとチェックしないと……。

○**川崎委員** もちろんおっしゃることは、その点はもちろんそのとおりだと思います。まずそれ以前の問題がクリアされているかどうかを確認したかったというのが私の知りたかったことです。

○**西村委員長** この点についても、実はかなり厳しい問題が残って、まだ、審議しなきゃいけないところがあるのですが、そろそろ時間も差し迫ってきているのですけれども、皆様、ほかの方で御意見がございますか。

○**肥後総務省統計委員会担当室次長** 厚生労働省から答えてもらっていません。

○**西村委員長** そうでした。

まず、その再集計についての基本的なスタンスをお伺いしたいということと、それから幾つか、河井委員については雇用保険についてのバイアスの状況についてのものとか、幾つかたくさんありましたけれども、お答えいただければ。できるだけお答えいただければ。

○**大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）** はい。まず、今御意見たくさん頂戴いたしまして、本当に資料も不足しておりまして申し訳ございませんでした。資料につきましては引き続きの努力をさせていただきたいという具合に考えているところでございます。また、従来と同じ集計はできないけれども、推計というお話もございましたが、そういう点も含めて、今後とも努力を続けてまいりたいという所存でございます。

○**西村委員長** よろしいでしょうか。それでは……。

○**宮川委員** 推計プロセス等について、私が質問したことについては、この場で答えられない部分があったと思いますので、引き続き御検討いただいて、その復元に寄与できるかどうかを再検討いただくみたいなことでよろしいでしょうか。

○**大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）** はい、宿題も、もちろん今委員のおっしゃったとおり努力、やっていきたと思いますので、そういうことでございます。

○**西村委員長** 担当室の方から。

○**肥後総務省統計委員会担当室次長** すみません。他に技術的な質問は多数あったと思うのですが、この場で答えいただけることはないということですか。例えば、産業分類は平成22年に変わったときに1対1対応をしているのはどれぐらいの割合で、1対1対応をしていないのはどれぐらいの割合かというのはかなり単純な質問だと思うのですけれども、その辺も今、数字はお持ちではありませんか。

○**瀧原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付雇用・賃金福祉統計室管理官** すみません。どの程度、割合という形では数字を持っておりません。申し訳あり

ません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 あとギャップ修正について、何かベンチマーク要因とサンプル入替え要因と、それから復元推計をしたところの関係図というのも委員から御質問があったのですが、これも技術的な問題だと思うのですけれども、何かお答えは。今、結局全部ベンチマーク要因に入っていると思うのですが、どうしてそうなるのかについて簡単にお答えいただければと思います。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 資料41ページでございますが、この従来の0.8から0.5に縮小したと記載してあるわけでございますけれども、この差分のところは抽出率逆数によって復元を行った効果であるという具合に考えているところでございます。それで次のページのその部分が、この数字を見るとベンチマークの更新による寄与の方にほとんど含まれているようにも見えるのですが、私どもの現地での分析では、これはどちらにどの程度含まれているかについては分析し切れていないという、そういう状況でございます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 こちらは分析することは可能ですか。はっきり言って式の分解の問題だと思うので、やれば分解できるのではないかと思うのですが。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 あともう1点お願いがあって、先ほど清原委員から、結局この6月に全数調査に東京都の500人以上は移行するのですね。そうだとすると、そこで段差が発生することになるのだと思うのです。もともと1月の公表分からサンプルの入替えをするので段差が発生する予定で、6月調査からまた段差が発生する予定です。そうすると、今年2回段差が発生するわけですし、その辺の分析は1月分についてやっていたことは既にお約束いただいているわけですが、多分6月分もやっていただく必要があるというのが清原委員の御指摘です。それでどうやって利用するのかという、また去年以来ずっと議論した問題があって、共通事業所系列を見れば問題ないという結論ではありますが、この辺についても御説明を先々していただく必要があると思います。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） はい。もちろん当然でございます。私どももやはり、今回1月にローテーションサンプリングでございまして段差が発生する可能性があるわけでございますし、今度また6月に新たになるわけでございますけれども、今御指摘、御意見いただきましたように、そこはきっちりと丁寧に御説明させていただきたいという具合に考えております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 あと2点なのではございますけれども、平成21年に東京の抽出替えをしたときに使った名簿は、平成18年の事業所・企業統計調査ですよ。つまり先ほど言った西郷委員の問題がリンクしているかどうか、確認しておきたいのですが。確かそのはずですから、まさにその問題が、クルーシャルな問題があるということよろしいでしょうか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） はい、そのとおりでございます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 そうだとしますと、西郷委員が御質問された、両方に格付けされているという問題は、その抽出が産業分類変更における移替えをできるかどうかによって、非常にクルーシャルな問題があると思いますので、そこはきちんと御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） はい、検討いたします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしく願いいたします。

先ほどから宮川委員から御指摘ありましたが、雇用保険のデータは、そもそも現在公表されているデータから逆算できるじゃないかと。今公表されている、従来公表値の労働者数は、毎月の雇用者保険の変更分と、それから毎月勤労統計調査の調査データの変更分を掛け算して作っていますから、逆算すれば雇用保険の給与が計算できますと。こちらを使って新しく復元推計したものに代入すればできるというのが、宮川委員のおっしゃった意味なのではないかと思うのですが、それは私も前から同じことを言っていると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 今、にわかには御返答できないのですが、持ち帰って検討させていただきます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 はい、それではお願いします。

○西村委員長 ほかに今これだけは申し上げたい、ということがございますか。なければ、時間も押してきましたので、まとめさせていただきたいと思います。

今の中で、17日に統計委員会から要請した資料については、幾つかは御回答いただき、かなり詳細なものもいただいております。まず今回提出いただいた調査対象数の分布については、きちんとホームページに掲載し、透明性を確保するというところで、非常に重要になりますので、毎月勤労統計調査の透明化ということを図っていただくのはよいと考えています。厚生労働省では、この点についてはよく御検討いただきたいと思います。

また、残念ながらまだ御回答をいただいていない北村委員からの東京都の回収状況の報告、それから回収率についての考え方というか、特にそこから起こってくる、場合によっては起こり得るバイアスの問題というようなものをどういうふうに考えるべきか、ということについて、これは清原委員からも対応するのですが、その点についても、これは前回からのものですが、これについては御回答いただいていないので、これについてもお願いしたいと思います。

それから平成24年からの復元の詳細な計算方法、これについては、かなりの部分は分かっているわけですが、まだ十分ではないというような御意見もあるように聞いておりますので、この点についてもできるだけ分かりやすい形でお願いしたいと思います。

それから平成15年以前の、これまでの集計方法という点についてであります。本日の説明では平成15年以前について、30人から499人の事業所についてサンプル数が多い一部の地域、産業について、抽出サンプルのうち2つに1つは使用せず、実質的には抽出率は半分にしていただいていたということでありまして、これは厚生労働省から対外公表されている調査の説明資料とは異なった内容でありまして、適切な対応とは言えないというふうに考えます。その点については、ここについても反省を求めたいというふうに考えます。

また、抽出率を下げた理由は不明であり、都道府県、それから規模、産業の標準誤差などの検証をする必要があるわけですが、この時点ではまだ分からないということですので、さらなる説明を求めたいと思います。ただし、復元推計を適切にしているということでもありますので、十分な説明が追加的になされるのであれば、結果数値はおおむね妥当となるという可能性が高いのではないかというふうにまとめたいと思います。

それから、平成16年から平成23年度までの遡及推計のところですが、私が冒頭で申し上げましたように、この点は極めて重要な点だというふうに考えています。この件に関する厚生労働省の説明には、私を含めて不十分であるという指摘が強く出されたということも、やはり事実だというふうに考えておりますし、それから重要な点は、具体的な対処方法についての御指摘が幾つかありました。西郷委員のもそうですし、それから宮川委員のもそうですし、川崎委員のもそういう形になります。白波瀬委員のもそういう文脈で考えることができると思います。したがって、厚生労働省が遡及推計に不足しているという情報についての具体的な使用方法の報告というのは、今後の丁寧な議論に必要不可欠という形になりますので、引き続き宿題として、より分かりやすい形で次回の統計委員会で御報告していただきたいと思います。

また、今回は極めて具体的な対策というか、対案というものも出てきましたので、今後の議論を円滑にするために、担当室においても、遡及推計に対して委員から出された論点について整理を行って、次回の統計委員会で報告するようお願いしたいと思います。繰り返し申し上げますけれども、統計委員会委員長としては、統計委員会においてこの議論を続けて、平成16年から平成23年の遡及データを作る際に何が障害になるのかということをつまらなくすると同時に、それを克服するための方策というのでも検討して、妥当と考えられる、これは全く同じものを作るということとはできないということはそのとおりなのですが、重要なのは妥当と考えられる遡及データを再集計する方向で検討すべきであるというふうに考えています。厚生労働省はそうした統計委員会の意向、それは先ほど申し上げましたけれども、日本経済学会、それから日本統計学会、それから過去のSNA部会長の御意見と全く同じですので、これに真摯に対応されて、総力を上げて取り組むようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。毎月勤労統計調査に関連した議事であります。

毎月勤労統計調査の訂正に伴う雇用者報酬の遡及改定等について、内閣府から説明をお願いします。

**○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長** それでは内閣府の方から御説明をさせていただきます。資料2種類、資料9-1と9-2をお配りしておりますので、こちらに沿って御説明いたします。今日御説明いたしますのは、毎月勤労統計調査の再集計を踏まえまして、国民経済計算の方で既に対応したもの、それから今後対応することの考え方、以上2点を御説明させていただきます。

まず、既に対応したことにつきましては、資料9-1を御覧ください。

この度、毎月勤労統計調査の再集計値が公表されましたので、これを受けまして、国民経済計算の中の雇用者報酬を再推計いたしました。こちらに加えまして、雇用者報酬を用

いて推計している波及的に影響を受ける、例えば家計貯蓄ですとか、企業の営業余剰など、こういうところも併せて再推計をしたということでございます。

この期間ですが、資料9-1の上から2段落目を見ていただきますと、今回、先週の金曜日に公表したものは平成28年、2016年以降について取り急ぎ優先的に再推計をさせていただいたということでございます。今後の話はまた次の資料で御説明をさせていただきます。そういう形で、推計の方法は全く今までと同じで、データを毎月勤労統計調査の再集計値に置きかえて推計し直したということでございます。

資料9-1の1ページの脚注の2に触れさせていただきますが、GDPそのものにつきましては、これは支出側からアプローチをしております、財とかサービスの売上げから家計消費ですとか、企業の設備投資などの金額を推計して積み上げるという形で推計いたしますので、GDPそのものについては、改定は生じないというものでございます。

資料の2ページをめくっていただきますと、主な計数の改定状況をお示ししております。(1)が雇用者報酬の年度推移でございます。先ほど申し上げましたとおり、再推計したのは、とりあえずは28年度以降ということでございますが、表の右側に新旧のケースの改定差を載せております。金額でいきますと28年度、29年度、いずれも0.7兆円の上方改定ということでございます。したがって、並行的に上方改定になっておりますので、前年度比、平成29年度の前年度比に関しては変わらなかったということでございます。

それから雇用者報酬、家計の所得が増えますので、その分、家計貯蓄を押し上げるということでございまして、(2)の表に載せておりますとおり、いずれの年度も家計貯蓄率0.2ポイントの上方改定という形になりました。

それから(3)雇用者報酬の各四半期の改定状況でございます。四半期となりますと、少し期によって改定幅に差がございまして、いずれも0.1兆円から0.3兆円の幅で上方改定という形になっております。四半期は改定状況でこぼこありますので、前年同期比で見ますとプラスマイナスが混在をしておりますが、いずれにしましても、小幅な改定という形になったということでございます。

資料の3ページ以降は参考として、結構国民経済計算、多数の表がありますので、どういう表に、どういう項目に波及的に改定が生ずるかというところをある程度網羅的に掲げたものでございます。こちらについては説明いたしません、後ほど御覧いただければと思います。

以上がこれまで対応したものでございます。

それから資料9-2を見ていただきますと、今後の対応ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今再集計値を出しているのは平成28年以降ということで、現在公表済みの平成27年以前の数字とは断絶といいますか、時系列としてはつながっていないということでございますので、平成27年以前についても遡及して再集計をする必要があるということでございます。

雇用者報酬の計数というのは、GDPの四半期速報においても、季節調整系列を公表しておりますので、そういう意味でも一貫した季節調整をかけるために、早期に遡及する必要があると考えてございまして、これから御説明いたしますような考え方で、今年、来月14

日に公表予定の四半期別のGDP速報、その段階から対応できればというふうに考えてございます。

期間を2つに分けておりますが、毎月勤労統計調査の再集計値がございます平成24年から27年というのを最初に記載しております。その中で平成27年度につきましては、平成28年度以降と同じように、毎月勤労統計調査の再集計値を用いて、細かいレベルからこちらを用いて、改めて雇用者報酬を再推計したいというふうに考えております。それから平成24年から26年につきましては、かなり期間が長くなると作業時間が必要になるのですけれども、もう来月の速報まで作業時間も限られますので、少し簡便的な方法をとりたいと思っております。具体的に申し上げますと、毎月勤労統計調査の現金給与総額のデータを用いておりますが、その再集計値と既公表値の差を見ますと、東京都分を復元した影響というものが分かりますので、その情報を産業別に推計をして、雇用者報酬にどれぐらいの影響があるのかということを押さえたいと思っております。その情報を雇用者報酬の、既に公表している値に加算するという形で、東京都復元分の影響を推計値に反映したいというふうに考えてございます。

以上のような簡便的な方法を当面とりたいと思っておりますが、次の基準改定、来年の年末に予定しておりますけれども、その際には改めてもう少し精緻な形で再推計を行いたいというふうに考えてございます。

それから平成16年から23年につきましては、現状では毎月勤労統計調査の再集計値が得られていないということでございますが、その期間もデータを作らないと季節調整などにおいて不具合があると思っておりますので、遡及推計をしたいと考えております。ただ、データがございませんので、当面の間の暫定的な方法として、今から申し上げるようなことを考えております。資料の下から2つ目の黒ポツのところですが、先ほど申し上げたとおり、平成24年から26年について毎月勤労統計調査の情報を用いて産業別に東京都復元分の影響というものが得られるわけですけれども、こちらの平成24年の情報を使って、その改定率を平成16年から23年に適用するという形で、再計算をしたいというふうに考えております。この点、より精緻な推計方法については、次の基準改定に向けて検討を進めたいと考えておりますが、当面の対応としては以上のような暫定的な方法でやりたいと考えているということでございます。

以上でございます。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

はい、どうぞ。宮川委員。

**○宮川委員** どうもありがとうございます。国民経済計算体系的整備部会長として、今の御報告ですが、現状ではやむを得ないと思っておりますけれども、ここでも書かれておりますように、今後毎月勤労統計調査の方で今議論になっております復元の方法、復元といえますか、完全にはできないかもしれませんが、よりリライアブルな復元の仕方が進展すれば、こちらそれに合わせて、やはりユーザーのために速やかに推計を直していくということをお願いしたいと。それからその際に、今ここでも御説明があったように、雇用者報

酬、家計貯蓄率の推計の仕方について、透明性の高い説明をしていただくということを心がけていただきたいというふうをお願いしたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○西村委員長 何かございますか。

はい、どうぞ。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ありがとうございます。その平成16年から23年のより精緻な遡及推計ということにつきましては、厚生労働省の対応状況も踏まえながら、国民経済計算として適切な対応ということを検討してまいりたいと思います。

○西村委員長 ほかに御意見いかがでしょうか。

それでは、これについてまとめたいと思います。

先ほど宮川部会長から御意見があったとおりに思います。今回の雇用者報酬の改定というのは、これは緊急避難としての役割があるのだというふうに考えております。そういうことから考えれば、これだけの短期間で対応されたということには大変な御苦勞があったというふうに想像いたしております。この点は改めて感謝したいと思います。

同時に厚生労働省から新たなデータが公表された段階では、内閣府としても改めて雇用者報酬を再集計する必要がありますので、この点についても内閣府はしっかりと対応いただきたいと思います。

それでは次の議事に移ります。従来ですと部会報告に先立ち、諮問案件から説明を受けるところなのですが、SNA部会長の宮川部会長が所用のため途中欠席されますので、次の議事はSNA部会の部会報告にいたします。

宮川部会長、報告をお願いします。

○宮川委員 1月25日に行われました第13回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料6を適時御覧ください。

第13回国民経済計算体系的整備部会におきましては、(1)国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討、(2)SUTタスクフォース会合における審議状況報告、(3)国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの運営について、(4)毎月勤労統計調査についての4つについて議論を行いました。審議いたしました。以下、概要を御説明いたします。

まず、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等についてです。これはSNAの第一次年次推計から第二次年次推計への改定幅を縮小するための方策について検討するものです。前回部会では、内閣府から暫定的な検証結果として示された改定幅が大きい品目について、経済産業省と統計委員会担当室から、その要因に関する基礎的な分析結果の報告がなされました。今回の部会では、前回部会で示された分析結果を踏まえ、具体的な品目及び課題について検討結果の報告がありました。

3ページの中ほどにある表を御覧ください。003ですね。

まず経済産業省から、家計消費3品目及び総固定資本形成の電気照明器具については、推計の工夫や基礎統計の改善で格差を縮小でき影響は少ない。総固定資本形成の5品目については、生産動態統計の対象外である部分品、取り付ける具、付属品や対象範囲、小規模事業所が原因であると。総固定資本形成のサービス用機器については、警察庁所管のパ

チンコ、スロットマシンが乖離の大きな要因であるということの検討結果が報告されました。

次に、統計委員会担当室からも、食料品関係品目及び鋼船についての報告ですが、6ページを御覧ください。

食料品関係品目及び鋼船については、主に工業統計を用いる第二次年次推計の精度が十分ではない可能性があるため、基準年において様々な細品目を考慮して作成される産業連関表の推計手法が最も精緻と想定しました。その上で産業連関表の推計方法をSNAの第一次・第二次年次推計において再現をするということで、第一次年次推計から基準改定までをシームレスに推計できるかどうかを検証したというものです。

結果については7ページを御覧ください。

家計消費の4品目及び総固定資本形成の鋼船については、基準改定の基礎となる産業連関表と同じ基礎データを用いることで、解消の見込みがあります。家計消費のパン類、そう菜・すし・弁当については、産業連関表の基礎データが利用できないため、別の手法が必要だという報告がありました。これを受け、構造統計を中心として、動態統計との差を近づけていくことが本筋であるという委員の意見も踏まえながら、今後はパン類、そう菜・すし・弁当については、引き続き統計委員会担当室が中心となって、それ以外の品目については内閣府が中心となって、経済産業省をはじめとする関係府省の協力を得ながら、しっかりと検討を進めていただくよう要請をいたしました。

次に、SUTタスクフォース会合の審議状況です。第11回、第12回SUTタスクフォースでは、SUT・産業連関表の基本構成の大枠の決定に係る検討、経済センサス・活動調査の見直し、サービス分野の生産物分類の検討状況、教育分野の統計整備に係る検討状況の4つについて報告があり、審議を行いました。

具体的には14ページから88ページ、少し大部にわたりますが、この方を御覧いただきたいと思えます。技術的な内容が多くあること、また、時間の制約から、詳細な説明は割愛させていただきます。

今回の特に大きな進展は、SUT・産業連関表の基本構成の大枠について、タスクフォースで了解を得られたということです。特に部門構成の考え方については、産業及び生産物それぞれにおいて、①計数の高い信頼性を確保できる大きくくりな公表部門で、この②公表部門の精度改善に役立つことを念頭に、その内訳を細かく推計する作業部門、この2つに分けて部門数を設定し、精度確保や報告者負担軽減などを考慮して、考え方を整理いたしました。なお、部門数の見込みについて、この考え方を踏まえて、現時点での情報を前提として試算した結果も提示がされました。これによると、産業は公表部門が150部門程度、作業部門が250部門以上、生産物は公表部門が40部門程度、作業部門が約450部門以上となるということです。部会としても特段の異論はなく、引き続き3月の最終取りまとめに向け検討を進めていただくことになりました。

続いて、国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの運営についてです。国民経済計算体系的整備部会に設置されているSUTタスクフォース及びQEタスクフォースは、昨年3月22日の国民経済計算体系的整備部会において改組、設置されてから、これ

まで改組前のSUTタスクフォースにおける運営方針、SUTタスクフォースの設置について便宜的に継続してまいりました。この運営方針の下で、両タスクフォースでは議事概要のみ公表する取扱いとなっておりました。しかしながら、今般議事録を公表することの有用性が認められることなどから、①タスクフォース運営規則を改めて明文化するとともに、②実務的にはこれまでの議事概要の公表に加えて議事録も公表することを目的として、運営方法を変更、決定することにいたしました。これにより、改組後のSUTタスクフォース及びQEタスクフォースにおいても、準備が整い次第、過去分も含めて議事録が公表されることとなります。

最後に毎月勤労統計調査について、1月17日の統計委員会での審議状況と、1月22日に西村委員長から厚生労働大臣に宛てた意見に関して、事務局から報告がありました。これは、これまでの統計の変更について本部会で審議をしてきた経緯を踏まえて、統計委員会に参加されない臨時委員、専門委員の皆様にも御報告をさせていただいたものです。審議においては、別紙のとおり、具体的には再集計値が提供されていない平成26から23年について、何らかの対案を示してほしい、ある程度簡便なものでも構わないので、早急に公表してほしいなどの要望がありました。詳しくは別紙を御覧ください。

また、賃金だけでなく、労働時間も修正されることから、その影響を検証すべく、東京都の大規模事業所を全数に戻すことになるが、東京都の実務上は対応できるのか、今回の問題を受けて、調査対象となる事業所に強い拒否感や忌避感が生じて、調査に支障を来しているようなことはないのかといった御意見がありましたので、御紹介させていただきまします。すみません。これらを含めて別紙に掲載をさせていただいております。

私からの報告は以上でございます。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 別紙はメインテーブルの方に配布しております席上配布資料に付いております。申し訳ありません。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

非常に丁寧に御審議いただいて、かつ、この内容は本来最も重要な内容の1つです。したがって、これだけ丁寧に審議していただいたということは画期的なことだと思っておりますし、今後の日本のGDP統計、特に連関表を含めてのGDP統計、SNAの根幹に係る極めて重要なデシジョンが、今なされつつあるという形になると思います。ほんとうに精力的な御審議ありがとうございました。

まず、そのSUT・産業連関表の基本構成の大枠について取りまとめられたということが、先ほど申し上げましたように、非常に大きな進展だと思えます。SUTは技術的にも難しい問題であるだけに、正直ようやくここまで来たところと安堵したというところでもあります。もとより長い道のりですし、まだ解決しなければならない課題というのはあるかと思いますが、引き続き検討を進めていただきたいと思います。また、国民経済計算の改定幅の縮小に向けた検討も着実に進んでいるということでしたので、こちらは年度末に向けて1つの山場を迎えますので、しっかりと御検討を進めるようお願いしたいと思います。

それでは次の議事に移ります。

毎月勤労統計調査の事案を端緒に実施された基幹統計調査の点検の結果について報告を受けます。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 では、資料に沿って御説明させていただきます。資料10-1を御覧ください。基幹統計の点検及び今後の対応についてという資料であります。

これは1月24日に公表したものでありまして、基幹統計を所管している全省庁を対象に調査を行いまして、公表いたしました。なお、1月28日に厚生労働省から賃金構造基本統計調査について追加で報告がありましたけれども、これについては後ほど、また別途御説明しますので、まずは当初の1月24日の取りまとめ分から御説明します。

ページめくっていただきまして、1ページでございますが、真ん中辺りに点検項目ございます。毎月勤労統計調査で問題になったような項目ですね。全数で行われているのか、抽出なのか、抽出率はどういうものなのか、報告者数がどうかとか、そういったものとか、抽出調査により行われている調査につきましては、必要な復元推計が行われているのか、そういったことについて、全基幹統計について点検を行ったということでございます。またこれに限らず、このほか各省庁で把握した不適切な事案についても報告を求めたということでございます。各省庁で点検していただいて、総務省に報告いただいたというやり方をしております。

ページめくっていただきまして、結果でございますが、上の方に記載してございますけれども、毎月勤労統計調査のように抽出率とか、復元率とか、そういったものに問題があるような事案は見つかりませんでした。ただ、このほか1点結果数値の訂正が必要な案件がありまして、残りも幾つか出てきたのですけれども、手続とか、細かい手順のミスとか、そういったものが幾つか出てきておりまして、いずれにしましても、そこに記載してありますが、調査結果の訂正等、必要な対応がとられることとなっております。

少し個別に見ていただきますので、3ページを見ていただきますと、まず、最初、上に記載してある結果数値の訂正が必要なものということで、国土交通省の建設工事統計であります。これにつきましては平成30年12月27日に公表した大手50社調査につきまして、外部から少し数値がおかしいのではないかという指摘を受けまして、国土交通省の方で至急調べたところ、事業者からの報告内容に誤記載があったということで、これは単位を勘違いしていたということで、100万と万というのを勘違いして、結果的に100倍の数値が報告されたということだと思っておりますけれども、こちらがそのまま公表値に反映されてしましまして、間違ったものが出てしまったということであります。さらに確認したところ、ほかの7事業者についても誤記載などが判明したということであります。これにつきましては、国土交通省の方で既に1月24日に訂正をしておりまして、訂正が公表されております。

続きまして、下、2つ目の丸ですけれども、調査計画に定められている集計事項の中に集計や公表がされていないものがあるということで、9統計が対象になっております。事情を個別にざっくり言いますと、集計するつもりのない事項を誤って計画に書き込んでしまったと。例えば市区町村別で集計するつもりはなかったのだけれども、誤ってそこに印をつけてしまったというようなものが多くて、これは結局集計するつもりはなく誤って載っけちゃったので、当然集計も行わなかったということでございます。それから調査をや

ってみて、結果サンプルが少なく、結果精度の面から集計・公表を実施しなかったというものとか、あとは計画を変更したのですけれども、その内容の確認が不足していて、集計事項が変わったことに気付かなかったので集計が行われなかったとか、そういったものが原因で起こっております。

それからページめくっていただきまして、4ページの上の話でありますけれども、都道府県において抽出作業の手順が、国が示したものと細部では違っていたということで、国土交通省の建築着工統計であります。都道府県に示していたルールというのが、建築工事届出名簿から一律の出発番号を10番と定めていたそうですが、そこから等間隔で抽出しましょうということをやっていたのですけれども、4つの県でそのとおりにされていない部分があったという事案でございます。今後につきましては、影響については極めて小さいのではないかと考えを国土交通省から聞いておりました。今後につきましても、都道府県に適切な手順で抽出するよう指示するというところでございます。

それからその下にその他の話が出ておりますけれども、1つ目の計画変更手続の話ですが、標本抽出に用いる母集団名簿を新しいものに変更したのですけれども、計画上はそのまま古いままになっていたということで、計画変更の手続を実施する必要があるということでございます。それから2つ目、告示が未修正でございますが、標本抽出方法を告示がありまして、計画と実際に行われている方法は正しく行われていたのですけれども、その結果を告示に反映し忘れていたとか、していなかったという事案でございました。これは告示の修正をこれからやるということでございます。それから公表期日の遅延ということで、計画に定められた公表期日から遅れてしまったというのが14統計ございまして、1日だけのものもございまして、数か月というものもございまして、原因としては報告者からの提出が遅れたとか、あと集計側でデータ入力とか、データクリーニング等に時間がかかっているとか、そういった事情、あとほかの調査の業務と重複したとか、そういった事情で遅れたということで、単発的に遅れたというものもありますし、継続的に遅れが発生しているというものもございまして、それから最後ですけれども、公表方法の変更で、計画上インターネットで公表とか、印刷物とか定まっているわけですが、例えば印刷物を今までやっていたが、e-Statなりで公表してデータを提供すればそれでいいだろうということで、利用者に意見も聞いたりして不要だという判断をして、印刷物の公表をやめたのですけれども、計画上は印刷物の公表もすることになっていたというような事案でございます。

今後につきましては、資料2ページに戻っていただきまして、矢印の下のところがございますが、今回点検を行いましたけれども、更なる信頼回復に向けまして、統計委員会に新たな専門部会を設置して、基幹統計に加えて一般統計についても再発防止、統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請とございます。今回の点検にとどまらず、更なる取組が必要と考えておりますので、是非統計委員会において検証をしていただければと思っております。

御説明は以上でございます。

○西村委員長 　ただ今の報告につきまして、御意見や御質問等ございましたらどうぞ。

今回行われた基幹統計の点検というのは、毎月勤労統計調査の事案によって国民の間に生じた統計への信頼を回復するために緊急に行われたもので、時間的制約の中でまとめられたというふうに聞いております。各省には、この各統計で一定の課題が明らかになっていますので、適切な対応をお願いしたいと思います。

引き続き、この案件とは別に厚生労働省から追加で報告された賃金構造基本調査についても報告をお願いします。

**○阿南総務省統計委員会担当室次長** 資料10-2を御覧ください。1枚紙でございます。厚生労働省から公表があったものを1月28日に追加で公表したものです。

賃金構造基本統計調査、1つの統計ですけれども、内容的には3つありまして、1つ目が調査票の配布・回収の方法であります。概要のところですが、総務大臣の承認を受けていた調査計画では調査員調査となっておりますが、実際にはほぼ全ての事業所で、郵送調査でもう既に実施されていたということでございます。

それから2つ目ですけれども、報告を求める期間でございますが、調査計画で定めていた期間よりも若干短い期間で報告者に通知している例があったということで、報告者側に負担が少し発生したということでございます。

それから3つ目ですけれども、調査対象の範囲ということでございまして、調査計画では調査対象範囲に日本標準産業分類による宿泊業、飲食サービス業を含めていたのですが、実際の調査ではそのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」について、抽出の母集団から除外して調査の対象としていなかったということでございます。

今後につきましては31年の調査実施に向けて、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善に取り組みたいということでございます。

なお、こういった事案が追加で出てきましたので、他府省にも念のため、点検はしたのですけれども、再度こういうことがないか再確認いたしました。こちらについては該当はなしという回答を得ております。

以上でございます。

**○西村委員長** 厚生労働省の方から追加的な説明がありましたらお願いします。

**○中原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付賃金福祉統計官** 厚生労働省賃金福祉統計室の中原でございます。この度はこのような事案を招きましたこと、深くおわび申し上げます。本日は今般の事案に関する事について御説明させていただきたいと考えております。恐縮ではございますが、着席して説明させていただきたいと思っております。

資料10-3になります。1枚めくっていただきまして、2ページ目でございますが、賃金構造基本統計調査の概要を記載させていただいております。この調査につきましては、主要産業に雇用される労働者につきまして、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別といった労働者の属性別に明らかにすることを目的に、毎年7月に6月分の賃金等を調査しているものでございます。

この表の下の方、下から2つ目でございますが、調査組織というところがございます。ここでは厚生労働省から、都道府県労働局、労働基準監督署、調査員、報告者という経路

で行うと記載されているところがございますが、この一番最後の部分でございますけれども、ここは実際には郵送調査で実施していたというものでございます。

続きまして、3ページになります。今回の事案の概要でございます。こちらの方でございますが、先ほど総務省より御説明いただいておりますので、重複しておりますので、内容については省略させていただきたいと考えております。

それでは、4ページのところでございます。実際には郵送調査という形で行っていたところでございますが、郵送調査になりますと、回収率に影響があるのではないかと、いろいろなバイアスがあるのではないかと御懸念される部分があるかと思っております。しかしながら、私ども、こういった形で調査しておりましたけれども、この調査の実施に当たりまして、統計の品質の確保のために様々な対策を講じておりました。こちらについて御説明させていただきたいと考えております。

1番として、報告者の利便性及び回収率の確保のための対策でございます。調査票を記入する際、基本的に、この調査の特性上、事業主の方が賃金台帳とか、労働者名簿を見ながら記入していくということが実態としてある訳でございますけれども、その際に必要な労働者の抽出方法の具体例、抽出項目等を詳細に解説した冊子「調査票記入要領」とともに、実際に調査票を記入する際のポイントを1枚紙にまとめました「記入要領早見表」といったものを調査票と併せて事業所に配布しています。また、この記入要領及び早見表でございますが、事業主の方がいつでも記入できるように、どこかに行ったという状況でも見られるように、厚生労働省のホームページから電子媒体でダウンロードできるといったような取組などを行っております。

2つ目の丸でございます。事業所の方で、データでいろいろ賃金管理、労務管理を行っているところも多くございますけれども、そういった賃金帳簿などから転写という形で調査票への記入を可能とするために、Excel形式の調査票を厚生労働省のホームページに掲載して、ダウンロードしてパソコンによる調査票入力ができるようにしております。また、このExcel方式の調査票につきましては、事業所におきまして、産業、常用労働者数を入力しますと、自動的に、この調査では、個人票の対象となる労働者については、事業所の方で抽出していただいておりますけれども、これ上の方の1の方にも記載しておりますが、その抽出率については、記入の手引きに記載しておりますけれども、こちらは自動でできるよう工夫しております。また、この下にいろいろと事業所からのQ&Aといったものについても、いろいろな取組をしながら、質を高める、回収率を高めるといったことをしているところがございます。

2番目の方でございますが、記入の正確性を確保するための対策でございます。こちらの方、きちんと調査票に記入しているか、していないか、まず回収をした都道府県労働局、労働基準監督署でチェックをする。また、本省でもチェックする。機械でもチェックするというトリプルチェックを行うことで、正確性を高めようとしているところがございます。

続きまして、5ページの方に移らせていただきます。回収率の状況でございます。回収率に対して影響があるのではないかと御指摘もあろうかと思ひまして、状況についてお示しさせていただいております。回収率につきましては、最近は70%台で推移しているところ

ろでございまして、直近では72.4%でございます。1か所特徴的なところがございまして、ここだけ説明させていただきますと、平成17年が落ち込んでおりますけれども、この年ですが、調査項目の見直しをしております。正社員、正社員以外という調査項目が増えまして、複雑化した事情がございまして、そういったことが原因ではないかと考えております。

続きまして、6ページ、こちら産業別の回収率の推移でございますが、大体、おおむね70%程度のところに収まっているといったところでございます。

7ページの方でございますが、事業所規模別の回収率の状況でございます。こちらの方、大規模事業所で下がってきているということがございますが、こういったものにつきましては、今後、オンライン調査を導入するなどして高めていけるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、8ページ、大都市圏における回収率の状況でございます。大都市圏で回収率に影響が出るのではないかと御懸念もあろうかと思っておりますけれども、それほど減少傾向は見られないと思っております。

9ページでございます。今後の調査方法でございますが、先ほど総務省の御説明にございましたように、平成31年調査につきましては、適切な方法に見直していく。どのようにしていくかという、調査計画と整合性をとれるような形にするといったことで考えているところでございます。

最後に、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の取扱い、こちらの方が調査対象から外れていたということでございますが、実際のところ、非常に調査が難しいところでございまして、実際には除外すべきところを、しっかりと申請して調査計画に記載しておくべきだったと考えていまして、その手続が漏れていたということにつきましては、真摯に反省したいと思っております。なお、この区分につきましては、非常に少ない区分でございまして、ここが入っている、入っていないというところで、さほど影響はないであろうと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。今の御報告について、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

はい、川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これは公表されていた調査手法の情報と、それから実際に行われていたことに乖離があるということで、これは、そのこと自体はやはり問題ではあると思います。ただ、一方で、郵送調査を行うこと自体が一概にいけないということではないとは思っているので、その辺りのことを少しお尋ねしてみたいと思います。と申しますのは、しっかり管理されていれば、それはそれで郵送調査の手法としてあるのかもしれないということなのですが、この資料を拝見して、聞き漏らしたのかもしれないのですけれども、いつから行われたのか、全部の規模なのか、それとも五月雨式に部分的に行われていったのか、そこら辺がこの資料からは読み取れないのですが、その辺りを教えていただきたいというのが1点です。

○中原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付賃金福祉統計官 こちらの方につきましては、私ども最近の状況をあまり把握しておりませんで、よく

分からないところでございます。これからしっかり調査していきたいと考えております。

○川崎委員 分かりました。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○川崎委員 郵送調査の方法なのですが、一般的に単純に郵送調査をやると、なかなか回収率がよくなるというのとはよく知られていることなのですけれども、この場合、調査員、それから調査を実施しているところというのが非常に大事なことで、これは2ページの資料によりますと、調査組織というのは労働基準監督署から調査するということなので、いきなり郵便物を送って回収するというのをされるのでしょうか。例えば、労働基準監督署なり、任命された調査員が「労働基準監督署です」と言って、一旦、何らかのアプローチをして、そこから郵送になっていくのか、どういう感じなのでしょうか。それによって回収率の状況も変わってくると思うのですが。

○中原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付賃金福祉統計官 実態につきましては直接送っているといった状況でございます。

○西村委員長 今の話は直接送っているだけじゃなくて、その前に。

○川崎委員 その前に特に何らかアプローチもしていないのですか。

○中原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付賃金福祉統計官 実際に調査協力のはがきを送るということを行っているところもでございます。

○川崎委員 ということは、割と、かなりシステムチックに、通常の郵送調査の方式を行っているということなのですね。私の印象だと、労働基準監督署という名前を出すと、もう皆様、監督官庁だからというので、割とそのプレッシャーで回答しているというのが実態なのかなと思いましたので、十分な検討もなしに郵送調査で行っていたことに問題はありますが、結果的には大きな問題を避けられた可能性もある点は幸運だったとしか言いようがないなというのが私の感想です。

○西村委員長 はい、どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

はい、白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 御説明ありがとうございました。若干、原則論になるのですが、川崎委員と少し重なりますが、表向きは調査員調査だけでも実態はということなのです。実際の調査方法に沿った現状を、今の御説明から、今日の資料から見限りということなのですけれども、要するに、実際にQ&Aというのもホームページで掲載されていて、それで統計調査員が電話で確認され、統計調査員なるものが誤りの点検を行っているという御説明なのですが、基本的に、犯人探しが最終的な目的ではないのですが、毎月勤労統計調査も含めて、どのような原因により、何が起こったのかということを知りたい。つまり、これからそういうことが起こらないようにということがやはり一番重要なポイントだと思います。いつから、ほぼということは100%ではないので、その100%ではない実施状況が全国において地域的にどうなのかという、基本的なところについて、現時点で結構ですので、お示しいただきたい。その上で、現状、確かに回収率等を見ているとそれほどの問題は現時点ではないように見受けられます。我々自体もそれなりの専門家なので、郵送調査は全くだめとか、そういうことを言っている訳では全くありません。しかしなが

ら、今、世間の目が、調査と称して一体何をしているか分からないとか、ゼロか100かの間で大きくマイナスに揺れている状況があるので、とにかくにも分かる範囲で基本的な情報を出していただきたい。それが意見です。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○宮川厚生労働審議官 ただ今、委員からお話がありましたように、現在分かっているのは、ほぼ全ての事業所で郵送調査が行われていると御理解いただきたいと思います。そういう実態だということは今承知しておりますけれども、これがいつから行われているかというようなことも含めて、調査しなければならないと考えております。いずれにいたしましても、かなり長い期間行われていたことは、どうも事実のようでございますが、ただいつ頃からということも含めまして、どのようなということも含めまして、調査を続けたいと思っております。また改めまして、その原因というか、いつごろから始まったのかというのが一番重要でございますが、更に具体的な内容を詰めていきたいと思っております。

○白波瀬委員 今のほぼというのは細かい点ですけども、100%なのかどうか、それでやはりいつからかというところで、調査方法が違っていると、それだけで結果に若干段差が生じるので、その辺りはいつも慎重にというのが大きなところだと思うのですが、その辺りもよろしく願いいたします。

○西村委員長 はい。ほかに。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 この資料2ページの下から2つ目に調査組織とありますけれども、こういう郵送調査をされる場合ですが、実際、郵便物を発送しているのは、厚生労働省本体になるのでしょうか、それとも各都道府県でしょうか、どこの組織から郵送されるのかという事実関係を教えてほしいというのが1点です。もう一つは3ページ目に、実際に調査員は任命されているということなのですけども、その際、調査員に対してはどのような説明をし、統計委員会のテーマではないかも分かりませんが、調査員手当などはどうなっていたかという点は分かるのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官付賃金福祉統計官 まず、郵送している場所でございますけれども、各都道府県労働局、もしくは労働基準監督署から配布しているというところでございます。

それから、統計調査員の業務でございますけれども、統計調査員としての業務を行っているということで、私ども考えていたところでございます。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） すみません。資料の4ページを御覧いただきたいと思いますが、1番の4つ目の丸とかで、統計調査員が電話を確認するとか、そういうこともやっておりますし、その下の方の2番の丸のところにありますように、統計調査員が記入項目の不備や誤りの点検を行い、疑義がある場合には、電話で事業所への確認を行っているということでございまして、こういった業務を統計調査員が行っているということでございます。

○西村委員長 それではまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

賃金構造基本統計調査につきましては、調査方法が調査計画と異なる状況が長年続いて

きたという点では極めて遺憾である。これは全く遺憾であると思います。この点につきましては、厚生労働省には強く反省を求めたいと思います。

また、今、大きな問題になりましたが、郵送調査の導入時期、導入経緯、その規模について、詳しい説明がなされていないというのも非常に不十分であり、大きな問題です。この情報があれば、かなりの程度でいろいろなことが分かってきますので、この点については次回に詳細な説明をお願いしたいと思います。

しかし、その他については詳細な情報がなされていますし、これに従えば、回収率は上昇傾向にあり、小規模事業所の回収率、それから大都市圏の回収率にも低下傾向は見られず、調査員調査から郵送調査にした場合に予想される負の影響というのは見られませんが、いつそうしたのか分からないので、これから何か結論づけるといえるのはなかなか難しいと思います。

以上、これは間接的証拠なのですが、十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性というのを確認できる可能性は高いのではないかとまとめたいと思います。また、バー等が調査されていないというのは不適切ではありますが、その影響は小さいという分析結果は妥当だと思います。

賃金構造基本統計調査についての追加的な審議につきましては、2月に諮問予定となっていますので、その諮問を受けて、部会で行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。はい。

続きまして、先日総務省から統計委員会に対して、専門部会を設置して基幹統計に加えて一般統計についても再発防止、統計の品質向上を目指した検証を行うようにという要請がありました。これにつきまして、私の考え方を本日の議論のたたき台としてお示したいと思います。資料10-4を御覧ください。

公的統計に対する信頼回復のために、今回政府で行われた基幹統計の点検で終わらせるべきではないというふうに考えます。追加的な事案が出たことから分かるように、終わらせることではないと思います。統計委員会としては公的統計の司令塔としての役割を果たすべく、更なる点検検証に取り組む必要があると思います。

次に、点検検証ということについての方針ですが、これは効率的に取り組むために、統計ごとの重要度やリスクを勘案したターゲット型の点検審議という形にしたいというふうに考えています。まずはターゲットとなる統計と項目を絞り込むということが必要になりますので、そのための予備審査というのが必要になります。点検検証においては、基本的に情報の適時開示と透明性という、私たちが以前から申し上げている原則を重視して、予備審査で明らかになった問題は速やかに公表して対処することにしたと思います。

次に検討の範囲ですが、統計法で特に重要な統計と位置付けられている基幹統計の信頼確保というものは最優先でありますけれども、一般統計についても、基幹統計に準じて重要なものが多数含まれることがありますから、点検の対象となります。例えば重要な一般統計の例としては、サービス産業の動向調査とか、中小企業実態調査とか、幾つかありますので、そのようなものを含めて考える必要があります。一般統計は、今回行われた基幹統計の点検や今後実施する基幹統計の予備的審査の方法に準じて、まずは各省で自己点検

を進めていただいて、統計委員会において基幹統計の予備的な審査が一段落した後、その結果を報告してもらい、必要なものをターゲットに絞って検討を行うという形になると思います。これは全体に当てはまることであります。

次に点検検証の体制です。一方、各委員の負担ということ、各委員に対して大変な負担がかかっておりますので、その負担を考えますと、既存の部会による対応というのは事実上困難であるというふうに考えます。したがって、業務プロセス部会を発展的に改組して、点検検証部会というのを新設し、その下に複数のワーキンググループを設置して集中的に検討を実施するというのが適当というふうに考えます。

次に今後の進め方です。予備的審査を進める中で、様々な問題が出てくる可能性も否定できません。したがって、現時点で確定的なスケジュールを決めるということではできませんが、予備的審査は一応めどとしては春までに行うということにしたいと思います。その後のターゲット型審議のスケジュールというのは、設定するターゲット次第で変わり得ますので、改善策を予算要求に反映させるという必要がある事項については、夏の時点で一旦その時点での結論を得るということを念頭に審議を進めてはどうかというふうに考えています。

最後に要請に応じるための前提条件です。統計委員会では、点検検証を行う前提として、3つの点について対応をお願いしたいと思います。この3つの点が、いわば前提条件というふうに考えております。また、総括統計幹事には、各省幹事を束ねて審議環境を確保するようにお願いしたいと思います。それでは、3つの点について述べさせていただきます。

1つ目、中立的な審議を確保するために、審議テーマに応じて必要な知見を有する外部専門家を、専門委員あるいは審議協力者として参加してもらうこと。2つ目、委員会審議を支える統計委員会担当室に適切な人員配置を行うこと。3つ目、これが極めて重要な点なのですが、各省の統計幹事が指導力を発揮して、部会審議に全面的に協力することという、この点であります。この3つの点が満たされない限り、我々としては統計委員会としてリソースも何もありませんので、できません。したがって、そういうケースが、3つが前提でありますし、その3つが満たされないようなことはないというふうに信じたいと思っています。

それでは、この私の提案をたたき台に議論を行いたいと思いますが、御意見、御質問等ありますでしょうか。

はい。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 基本的には西村委員長が今御説明された対応についてということで結構かと思いますが、今の枠組みの中ではこうした案しかないかなと思いますけれども、私自身が最初に統計委員をさせていただいたときに、横断的に検証するというか、PDCAサイクルということを考えて多くの統計を見させていただいて、一度報告をまとめさせていただいたにもかかわらず、今回毎月勤労統計調査とか、先ほど御説明があった賃金構造基本統計調査のような問題があったということは残念です。結局表面的にやったというだけでは、見過ごしてしまうのではないかという懸念が、私自身、かつて経験した者として危惧を感じています。そういう意味では、本当はもう少し統計委員会に審査権というか、いろいろ

なところに権限を与えていただかないと、本当に今回のことを防止するようにならないのではないかと懸念はやっぱり残ります。それから、ただそういうことをするためには、やっぱりマンパワーも必要ですので、統計委員会担当室はもちろん、適切と記載してありますが、やはりもう少し権限と、それから人員を増やしていく必要もあるでしょうし、こちらをさらにチェックするといえますか、指導していくような統計委員も拡大、少し増やしていけるような制度的な改善がないといけないと思います。今回の事案をベースにして更にまた点検するということについて実効性を持たせるためには、もう一段の、今制度的な枠組みの中で西村委員長は最大限の考え方を示されているというのはよく分かるのですが、望むべくはもう少しそういう中立的な機関、また専門的な機関というものの権限とマンパワーを充実させることは必要かなというふうに考えています。

以上です。

○西村委員長 はい、ありがとうございます。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。西村委員長のこの度の御提案に全く賛成で、私はその御提案を支持したいと思います。その1つの、最大の理由は、今最近の報道を見ますと、56基幹統計の中で22にミスがあるという報道によって、ものすごい不安が広がっているように思います。これはそのまま放置しておきますと、まともな統計調査でさえ国民の協力度がどんどん低下して行って、そういう疑念が疑念を呼んで、結果的にどの統計も皆国民の反発を買って回収率が下がるというようなことが起こる。そうすると統計の精度がますます低下するということになったら大変なことになると思います。そういう意味で、少しでも信頼回復に統計委員会として寄与することは、私は非常に重要であろうと思います。今の状況の中だと、恐らく一番苦勞されているのは調査の現場におられる調査員さんたちじゃないかと思います。こういうことがあると、回答される方々は調査員さんにまずきつく、いろいろな嫌な質問をされたりして、非常に拒否感が高まるというのが過去の経験でもありますが、これは特に統計調査が問題になっているがゆえに、ものすごい逆風が吹いているという認識がございますので、是非その意味でも統計委員会として役に立つ必要があるのではないかとということでございます。

ただ、もう1個大事なのは、2ページ目の最後にあります前提条件ですが、私はおっしゃるとおりこれは全く大事なことなので、是非総務省、また各府省には全面的な御協力をお願いしたいと思います。というのは、全面的な協力というのは専心的な協力というだけではありませんで、情報の提供をきっちり誠実にやっていただくということです。先ほど宮川委員がおっしゃったように、監査とか査察みたいな権限があれば、それはそれでいいのかもしれませんが、現時点ではそういうものもありませんし、またそういったものを設けるのがほんとうにいいかどうかという議論は、もう少し制度面としては別途議論した方がよろしいかと思います。そういう中ではかなり、我々は情報提供をきちっとやっていただけるというのが大前提で議論しておりますので、ここの、特に3番目のポイントですね。

1、2もちろん大事なのですが、3番目のところは総務省に限らず、各府省の統計幹事には是非自らの問題として、それはその統計の信頼性を回復するために必要なことだとい

うことで取り組んでいただきたいということを感じております。そういうことで、私ちょうど業務プロセス部会の方を担当させていただいておりますので、そういった形に、点検検証部会という形に変えていきまして、その中身についてはこれからまた十分西村委員長、また委員の皆様とも議論しながら、と思っておりますが、そういう形で改組していくことに賛成です。

以上です。

○西村委員長 はい、ありがとうございました。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。西村委員長御提案の統計委員会の対応について、全面的に賛同いたします。今、川崎委員もおっしゃいましたが、実際調査員の皆様も大変不安な状況にあります。来年2020年は国勢調査を実施する5年に一度の年です。また、各自治体では「エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー」、これが浸透してきておりまして、やはり適切なデータを活用しながらよい施策を実施していきたいと、このような機運が高まっているところです。統計改革の真意が浸透しつつある中の今回の事案でございます。まずは各府省については、総務省がまず基幹統計の点検及び今後の対応を検討していただきました。一般統計については各府省が自主的、自立的に、主体的にしっかりと自己点検をしていただきたい、その中心に統計幹事が責任感を持って臨んでいただきたいと思っております。

そして要請に応じるための前提条件の3つ、これが正に実現する中で、また時期的にも春から夏を1つの区切りとして、やはりできることは迅速に総務省が中心になって進めていただければと思います。また、さきの報告では、内閣府におかれても厚生労働省のデータを基に早速対応されるというようなこともありますので、是非是非、各府省が「我が事」として、厚生労働省の問題にシュリンクしないでやっていただければと思います。

結びに、何よりも調査員の皆様の誇りがあって統計改革は進んでいます。もう一つ、民間委託で、官民競争入札の中で、公正な入札の中で民間の事業者も統計の取組に参画をしているわけです。したがって、きちんとした方針をまず統計委員会の方で示しながら、現場の民間あるいは国民、市民の調査員の皆様が適切な取組をするためにも、今回のこの資料10-4の対応をよろしく願いいたします。

以上です。

○西村委員長 はい、どうもありがとうございます。ほかに御意見等ありますでしょうか。

それでは、部会の設置について御異論がないということであれば、この場で御了解をいただきたいと思います。

部会の名称は、先ほどのことから申し上げまして、やっぱり点検検証部会で、所掌事務は基幹統計及び一般統計を対象とした不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に関する事項ということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 はい、どうもありがとうございました。

また部会長は、調査事務に精通しておられますし、業務プロセス部会の部会長でもあり

ます川崎委員に、申し訳ありませんが、是非お願いしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、その後の進め方については私に御一任をいただき、本日配布した私の提案に本日の議論を反映させて、私から各委員に意見をお聞きした後に決定したいと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは次の議事に移ります。

部会に所属すべき委員の指名です。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名するとされております。従来ですと諮問を部会に付託した後指名していましたが、本日私が途中退席するために、諮問案件に先立ち指名いたします。

本日諮問される学校基本調査及び民間給与実態統計調査の審議のため、河井委員及び西郷委員におかれましては、人口・社会統計部会に所属していただければと考えておりますので、資料5のとおり指名いたしました。

河井委員及び西郷委員におかれましては、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願います。

冒頭申し上げたとおり、本日所用のために私はここで退席させていただきます。このため、退席後の議事の進行は北村委員長代理をお願いいたします。

北村委員長代理、よろしく願います。

○北村委員長代理 承知しました。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。その後、諮問案件に移りたいと思います。

10分休ませてください。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 関連のある統計幹事につきましては、引き続き出席をお願いいたします。

15時10分 休憩

15時19分 再開

○北村委員長代理 それでは次の議事に移ります。

諮問第121号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」です。

総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

今回の諮問は昨年12月の全国消費実態調査の変更に関する統計委員会答申における指摘内容に対応するため、基幹統計の指定及び基幹統計調査の名称及び目的の変更について申請が行われたものでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

今回の変更計画では、世帯構造や利活用ニーズの変更を踏まえ、家計収支の構造に加え、年間所得、資産及び負債の実態把握、統計精度の向上に重点を置くとともに、単身世帯の

精度向上のための単身世帯の標本数の増加など、家計に関する統計及び統計調査の充実を図るものでございます。

これらの変更内容を踏まえまして、まず基幹統計の指定内容の変更について御説明申し上げます。

今回の調査計画の変更によって作成される統計につきましては、消費のみならず所得、資産及び負債に関して、総世帯・単身世帯別、地域別により詳細な統計を作成することができ、家計全般の所得、消費、資産、負債の構造がこれまでより一層明らかにすることが可能となります。したがって、基幹統計の名称については、これまでの全国消費実態統計から全国家計構造統計という名称に改めることといたします。あと作成目的につきましては、法制技術的な整備が若干十分なこともなくて、時間的な制約がある中、こちらにつきましては、内容はこれまでどおりということにさせていただきたいと思っております。

次に、基幹統計調査の名称につきましては、基幹統計と親和性を保つということが重要でございますので、今回の変更によって家計の消費のみならず所得、資産及び負債の実態を総合的に把握することによって、家計全般の構造を明らかにすることができるということから、こちらの表のとおり全国消費実態調査というこれまでの名称から、全国家計構造調査という名称に改めさせていただきたいと思っております。また、調査の目的につきましては、当初の変更案の前段に、今回の調査の変更目的が端的に分かるよう、「家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し」という文言を付け加える形で変更させていただきたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたしたいと思っております。

○北村委員長代理 はい、ありがとうございました。

本件はただ今説明がありましたように、先月の統計委員会において採択した答申に沿って、基幹統計の名称、基幹統計調査の名称及び目的を変更するものであり、論点も限られております。そのため部会には付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長代理 ただ今の説明について御意見、御質問があれば伺いたいのですけれども、どうぞ。

○嶋崎委員 御説明ありがとうございました。部会にも所属しておりますので、内容については承知しております。やはり現行の別調査であります家計調査との調査場面での混同がないように、こういった工夫をされているのかについて御説明いただければと思っております。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 家計調査の調査世帯も約6,000世帯、この新しく全国家計構造調査の対象になっていただきまして、御回答をお願いする予定でございます。この調査、家計調査の世帯には、家計調査の依頼のタイミング、もしくは調査票の配布のタイミングで、私どもの方から依頼状を出しまして、全国家計構造調査について、家計調査との違いや協力をお願いをさせていただくところでございます。なお、今回の調査名称の変更をいただくことによりまして、家計調査の対象世帯におきましても、これまでの名前よりはより御協力も頂戴できる形になるのではないかと考えてございます。どう

ぞよろしくお願いいいたします。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○北村委員長代理 ほかに何かございますか。白波瀬部会長、何かあれば。

○白波瀬委員 ありがとうございます。親和性というか、調査の内容について想像できる名称になったのではないかというふうに考えております。

○北村委員長代理 はい、ありがとうございます。

今の議論ですけれども、全国消費実態調査については、今文章化はできていないのですが、統計委員会の判断として、答申（案）として大体たたき台になるようなものを申し上げますので、こちらについて御意見いただきたいと思っております。

基幹統計の名称を全国家計構造統計に変更することについては、本統計が消費に加えて所得の分布等の実態についても把握することを目的としていること、5年周期の統計として、月次の統計である家計統計との区別を明確にするため、よりの確な名称に変更するものであり、適当と考える。また、基幹統計調査の名称を全国家計構造調査に変更した上で、調査の目的についても統計法施行令別表と整合する内容に変更することについては、家計の消費の実態を中心とした把握から、所得、消費、資産及び負債の水準、構造等、家計全般の構造の把握により重点を置くという調査計画の変更内容を踏まえたものであり、これは平成30年12月の答申の指摘に積極的に対応するものであることから適当と考えるというふうに判断しました。

また、今回の対応は家計に関する統計の体系的な整備に向けた第1弾目の取組であることから、引き続き体系的な整備に向けて平成31年度調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方を改めて整備等を行う必要があることを付言するという内容になっております。

今の内容で大体よろしいでしょうか。細かい文言については速やかに事務局と相談して文案を作り、その上で皆様にお送りするということにさせていただきたいと思っております。細かな文言については、事務局、私及び委員長に御一任いただければと思っております。

このような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長代理 ありがとうございます。

それでは、改めて答申（案）についてお諮りいたします。

ただ今申し上げた内容を、全国消費実態調査の指定の変更及び全国消費実態調査の変更についての本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長代理 ありがとうございます。

それでは急ぎで申し訳ありませんけれども、次の第122号の概要、「民間給与実態統計調査の変更について」です。

それでは、総務省統括官室から御説明をお願いいたします。

○佐々木総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 はい。それでは、資料2-1を御覧ください。

まず1ページ目でございますが、こちらの表は給与に関する年次統計調査を表にしたものでございます。このうち今回の諮問の対象になっているのは黄色の部分、民間給与実態統計調査の変更の概要でございます。こちらの3調査、調査目的、対象、調査事項がそれぞれ異なる調査でございます。今回矢印の下にある枠の中に記載してありますけれども、こちらの調査計画の変更につきましては、30年3月の財務省の行政手続コスト削減のための基本計画において、標本数の削減等の実施の可否について30年度中に検討するということを踏まえて諮問するものでございます。この基本計画では、ほかに回答率の向上、報告者負担の軽減を図るためのオンライン調査システムなど、ICTを活用した取組を順次進めるということで、今現在も国税庁で進めているという調査でございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思えます。

2ページ目は今回のこちらの本調査、民間給与実態統計調査の概要について記載したものでございます。こちらの調査の目的は、民間企業の実態を明らかにして租税に関する制度、税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計でございます、民間給与実態統計を作成することが目的ということになっております。それで調査実施機関は国税庁、報告者数の対象は源泉徴収義務者、こちら約2万9,000、母集団数約350万、選定方法ですけれども、こちらにつきましては源泉徴収義務者に関する情報を基に無作為抽出するということになっております。次に調査事項でございますが、報告義務者は源泉徴収義務者になります。こちらに対してベース事項のほかに給与所得者数、年間給与支給総額、年間源泉徴収税額など、給与所得者についてはベース事項の方に給与の受給月数、年末調整の有無とか、扶養親族の内訳、あと給与金額、所得控除額、税額控除額の内訳、年税額などでございます。調査系統は国税庁から民間委託により実施、調査方法は郵送、オンライン調査でございます。

それでは次に3ページを御覧いただきたいと思えます。

調査結果の主な利活用ということで、こちらの調査の結果は行政上の利活用としては租税収入の見積りや、租税負担の検討のために利活用されております。また、税務行政運営のための基礎資料とか、税制調査会における審議のための基礎資料としても利活用されております。

それでは次に4ページを御覧いただきたいと思えます。

それでは今回どのような変更を行うのかということで、こちらに変更内容をまとめさせていただきました。今回の変更は標本設計における年収2,000万以下の給与所得者の抽出率を一部変更するというものでございます。その前にまず、本調査の標本設計について簡単に御説明させていただきたいと思えます。

一番上段でございますけれども、本調査では第1段抽出として、まず各国税局が把握している源泉徴収義務者の給与所得者数により第1層から第7層に区分し、各層ごとに設定した抽出率に応じて調査対象の厳正徴収義務者を抽出いたします。資本金10億円以上の株式会社の本社では、第8層として全数を抽出いたします。そうした上で、第2段抽出として調査対象となった源泉徴収義務者が給与の金額2,000万円以下の給与所得者について給与台帳などから各層ごとに設定した抽出率、表のCと記載しいてある欄ですけれども、こ

ここに記載されているとおり、各層の抽出率に沿って調査対象の給与所得者を抽出いたします。それで給与の金額が2,000万円を超える給与所得者、こちらにつきましては全数を抽出いたします。今回の変更は、こちらの源泉徴収対象の2,000万円以下の給与所得者を抽出する際の抽出率を一部変更するというものでございます。こちらC欄の黄色のマークが引かれている部分でございます。例えば第3層であれば、抽出率5分の1を6分の1に変更するという率の変更を行うというものでございます。このように各層における2,000万円以下の給与所得者の抽出率を一部変更することによって、調査対象給与所得者数は約31万2,000人から23万8,000人に縮減されると。約2割の縮減となります。こちらが今回の変更事項でございます。

それでは、あと5ページ目を御覧いただきたいのですが、こちらにつきましてはこの調査、平成26年度に統計委員会において未諮問基幹統計の1つとして審議された経緯がございます。その際、確認内容に対する評価と今後の取組の方向性というものが示されておりまして、まず確認内容に対する評価としては、他の給与関係の基幹統計調査では把握していないような所得税額、税額控除額、こういったものを調査して租税収入の見込みなどを把握することが目的としている調査であるということが明確になったと。それとあと本調査では労働時間とか、そういった項目を追加的に調査する場合は、報告者負担の増加につながるということが確認されたというものでございます。その上で今後は、太文字のところですけれども、給与階級区分の細分化など、表章形式の見直しによる情報提供の充実とか、オンライン報告の拡大、あと行政記録情報を活用した報告者負担の軽減などについて、不断の検討を進めていく必要があるという方向性が示されました。

それでは次のページ、最後にこういった変更を踏まえた上で想定される論点ということで、3つの論点を書かせていただきました。

1つ目は今回抽出率、給与所得者に係る抽出率を見直しますので、標本設計の見直しということで、今回各層の給与所得者に係る抽出率の一部を見直します。報告者負担の軽減とか、調査の効率化という観点から、妥当か、結果精度の確保に支障はないかという論点でございます。あとこの調査、母集団情報は何からとっておるかということ、国税総合管理システム、いわゆるK S Kシステムの情報からとっております。こちらのシステム、全国の国税庁、税務署をネットワークで結んで、納税者の執行に関する全情報を一元的に管理しておるシステムでございます。したがって、このシステムにはどのような情報が整理されているか、例えば業種とか資本金などが入っておれば、こういったものを活用して標本設計の改善とか、精度向上を図る余地というのはないのかというような論点がございます。

それとあと2つ目の論点としては、行政記録情報の更なる活用。こちらにもK S Kシステムに源泉徴収関係調書などの情報が入っております。これらを活用して報告者の記入負担を軽減するというような余地はないのかという論点でございます。

それとあと3つ目の論点は、集計事項の見直しの余地、先ほども少し出ましたが、給与階級区分など細分化することによって、集計事項の充実を図る余地というのはないのかというような論点を入れさせていただいております。

私から諮問の概要についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○北村委員長代理 はい、ありがとうございました。

本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで格段の御質問、御意見はありますでしょうか。

どうぞ。

○野呂委員 報告者負担に御配慮いただいているということで、是非部会の方でも御審議をよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、最後の6ページ目にありました2つ目の論点の行政記録情報の更なる活用という点につきましては、是非前進するような形での議論を、報告者の立場からもお願ひしたいなと思ひております。

○北村委員長代理 はい、ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

では、今野呂委員から出た意見も含んで、部会で審議をよろしくお願ひします。

今回の変更は行政手続コスト削減のための基本計画に基づいて、報告者負担の軽減の観点から報告者数を削減するというものですが、利活用に必要な精度を確保するという点にも留意が必要かと思ひます。

また、本調査は長年にわたって基本的な標本設計を見直していません。一方で産業構造はこの間大きく変化しているということもありますので、更なる改善の余地がないか検討することも重要だというふうに認識しております。部会においてはこれらの点も踏まえつつ審議をお願ひします。

それでは本件について、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について本統計委員会で御報告いただくことをお願ひいたします。白波瀬部会長、よろしくお願ひいたします。

では次の議案に移りたいと思ひます。

諮問の第123号「学校基本調査の変更について」です。

それでは、総務省政策統括官室から御説明をお願ひいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、学校基本調査の変更についての諮問の概要を説明いたします。

資料3-1を御覧ください。

1ページ目ですが、本調査の目的につきましては、学校数、在学者数、教職員数などの学校に関する基本的事項を明らかにすることです。本調査は毎年実施されておりますが、学校教育法に規定する全ての学校等約5万7,000校及び全ての市町村教育委員会約1,700を対象としております。学校の種類、調査の内容別に作成している31種類の調査票を用いまして、学校数、学級数、児童生徒数、教職員数、入学者数、卒業生数等の状況について、都道府県、市区町村の教育委員会を經由した郵送又はオンライン調査により調査を実施しております。

調査結果につきましては、2ページにありますように、中央教育審議会において高等教育の将来の構想の検討資料として、学校数、在学者数、教職員数等の状況が利用されております。このほか、学級編制、教職員定数の設定・見直しの際の資料や私学助成の参考資

料としても利用されております。

3 ページ目に行きまして、学校を対象とした統計調査の母集団情報としても利用されておりますし、OECDなどへ高等学校進学率などのデータ提供もされております。

次に、今回の変更事項ですが、まず4 ページにありますように、休職等教員数を把握する調査事項におきまして、男女別に把握するとともに、休職等理由区分に介護休業を追加するものです。ただし、この調査事項が含まれる全ての調査票について変更するのではなく、まず学校調査票の幼稚園、幼保連携型認定こども園について変更するという計画となっております。この変更内容につきましては、平成26年7月の統計委員会の答申において指摘された事項に対応するものです。

次に、5 ページにありますとおり、今年の4月から新たに専門職大学及び専門職短期大学が創設されることになりましたので、学校調査票の大学、短期大学に専門職課程の設置の有無と、男女別の在籍者数の調査事項を追加するものです。変更事項は以上となります。

6 ページにありますように、前回の平成26年7月の答申において、今後の課題が幾つかありました。第Ⅲ期基本計画におきまして、この課題を基本計画の課題として整理いたしました。さらに、⑦のところにあります調査統計システムの更新についての課題が、基本計画では追加されております。今回の調査事項の変更に当たり、この基本計画の実施時期を既に達成できないとして、一部を2020年調査からの実施に延期したいとしています。

従いまして、7 ページ目にありますように、今回の主な論点といたしましては、基本計画の課題のうち、実施時期を延期したいとしている課題についての対応の余地、併せて調査統計システムの新システムへの移行時期を早められないかなどの論点を考えております。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○北村委員長代理** ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、御意見はありませんでしょうか。よろしいですか。

学校基本調査の調査統計システムの見直しについては、第Ⅲ期基本計画にも課題として掲げられていますが、改修費用の確保が困難であることを理由として、課題への対応を軒並み先送りしている状況が見られます。また、現在残っている課題のほとんどは、平成26年の答申で指摘されたものであり、指摘から既に5年近く経過しようとしている中で、さらに2022年度までの対応ができないというのは、対応があまりにも遅いという印象があります。文部科学省においては、このような状況にあることを自覚し、省を挙げて可及的速やかに対応を図るよう努めていただくようお願いいたします。部会審議におきましても、その点に留意して審議をお願いいたします。

それでは、本件につきましては、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について当委員会に御報告いただくことといたします。白波瀬部会長、よろしくお願いいたします。

それでは、本日用意しました議題は以上です。長時間の御審議ありがとうございました。

次回の委員会について、事務局から日程について御連絡をお願いいたします。

**○櫻川総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時、場所につ

きましては、別途御連絡いたします。

○北村委員長代理 以上をもちまして、第131回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。